

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
	まず、今回の意見募集に関しては大変有り難い事だと思っています。そして、同時に窓口対応の相変わらずの狭さに辟易しております。 ワードファイル形式で提出とか、年配の方で使い方が分からないという方はどうすればいいんでしょうね？ この辺の感覚には逆に感心します。 これで広い意見がたくさん集まると思ってる方がいる時点で、頓挫しそうな予感もしていますが、そうは言っていられない状況にありますので、頑張ってくださいね。 さて、本題です。
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	迅速に対応しなければ経済格差よりもひどい状況だと私は感じています。 実際に未整備エリアに住みながら、各所で仕事をしてみてはいかがでしょうか？動画ファイルが登場した時点で、仕事になりませんよ。 数字にするとたかだか 10%ですが、地域に穴があるというのは非常に大きなネックです。そこだけ日本ではないような、そんな感覚さえ人に与えているという事はご存知でしょうか？ 「あの地域は光回線通ってないから、住むのはどうもなあ…。」 冗談ではなく、本当にこういった会話が成立しています。 さらに私の場合は、「光回線ではないのですね。では今回のお仕事は結構です。」と言われるケースも少なくありません。 田舎に好んで住もうとしている人を住ませない状況にしているのは、環境以外の何者でもない。 総務省に確認したところ、ADSL とケーブル、そして光という三つの柱でブロードバンド環境の普及を目指すと回答を頂きましたが、三つ全てを選択できるのと、どれか一つが通っていればいい、というのでは、既にそれだけで格差になってしまいます。

	では全てを通そう?となった場合、費用を負担するのが税金という形になりますので、各事業者の利益を優遇するために国民全員が負担を強いるのは無駄な整備だと思います。 ではどうするか？ 答えは簡単で、光回線のみを軸に置いて普及を促進させればいいのです。 そうすれば自ずといずれは企業収入も安定する。 携帯電話が普及したのと同じ理論で攻めれば良い。 そのためにはケーブル会社も光回線にNTTと同程度のレベルで参入できるように、政府側からサポートしてあげれば良い。 ADSL、ケーブル、光。 それぞれにメリット・デメリットがあるのは重々承知していますが、「光一本をまずはライフラインにする！」という意気込みと行動力が欲しいですね。 ちなみに私の住んでいる地域では、ADSL 回線の工事費用に 3 万円かかると言われました。 NTT 西日本なのですが、光回線の場合は工事費負担の必要はほとんどありません。さらにおまけまで貰える始末。 NTTもADSLは邪魔な存在でしかないようで、全部負担しろという姿勢。 普通、買物をする時に、値段が高くてレベルの低い物を好んで選びますか？そんな要領の悪い人いませんよね？ それを強制的にやっているのが現在の状況です。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	これはもう質問をする以前に、総務省の方で答えが分っているのでは?と思います。 NTT が占拠してるから、いつまでも価格が高いまま。 携帯電話もそうでした。 ソフトバンクが対等してからは、驚くほど料金が下がりましたよね？ 明確なモデルケースが既にあるんじゃないですか？ そう考えながら会長が反対している姿を見ると、逆に笑えます。 本当はブロードバンド事業も海外の会社が参入してくるぐらいが理想だと私は考えています。 政府の思索が足りないから、携帯電話もブロードバンドもガラパゴスになってる。 NTT は事業毎に区切っていくのが妥当だと私は思います。 特にコストパフォーマンスの高いブロードバンド事業は、政府が

	強制的に道を作らないと、あの会長さんは一生手放さないと思いますよ。 一人の人間のプライドで多くの人間が迷惑を被る。 最悪です。 そうは言っても民間企業にいきなり利益のある部門をくれというのは、難しい。 NTT にてこ入れが出来ない状況なのであれば、公益法人を新しく打ち立てて市場を開拓すればいいのではないのでしょうか？ NTT は NTT で勝手にしてください。 でも政府は政府で新しくブロードバンド事業を立ち上げます。 各社も参入してください。 みんなで頑張っていきましょう。 NTT はどうしますか？ こうすれば NTT も無視できないのではないのでしょうか。 政府が利益を上げる事について問題があれば、利益部分を税金として、最悪、社会保障費に充てるなど、言い訳はどうとでもなりそうです。 エコ整備もそうですが、どうも政府は新しい商売をするという意識が薄い。 深く考えようとしてもしていないのでは？ 一度白紙にして、猛スピードで事業開拓するぐらいの企業精神が今回の案件には欲しいですね。 税金を上げることも大切ですが、国家企業を新規に作る戦略も、もっと必要だと思います。 どの角度から見ても NTT が邪魔である事は明らかなので、他企業の利益を害している時点で、ブロードバンド事業を停止させるというのも個人的には有りだと考えています。 そこを政府が補えばいい。 以上、よろしくお願い致します。
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア（約１０％の世帯）における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤のアクセス部分は従来の銅線ベースのアクセス回線に代わるブロードバンド・ユニバーサルアクセス回線と考えるべきである。したがって未整備エリア（約１０％の世帯）についても次に述べる方法によりＦＴＴＨを主体としたブロードバンド・ユニバーサルアクセス回線を整備すべき、と考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率（約３０％）を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、ＮＴＴの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	“利用率が約３０％と低いのは使いたいサービスが無いからだ、との“鶏と卵”の議論があるがこれは無益な議論である。リスクを取って超高速ブロードバンド基盤の整備を先行すればインターネットの発展に見られるように利用については多数の起業家などによる衆知が集まる。 問題は超高速ブロードバンド基盤の核であるブロードバンド・ユニバーサルアクセス回線を如何に構築すべきか、である。 現在は歴史的経緯でＲＯＷを保有するＮＴＴが親会社である電力会社のＲＯＷを使用する電力系通信事業者が圧倒的に有利な立場にありＮＣＣが新たにＲＯＷを取得してＮＴＴ、電力系事業者に対して競争力を持ったアクセス回線を構築することは不可能である。ＮＣＣがＮＴＴ、電力会社などのＲＯＷを使用するための“ガイドライン”が作られているがこれは”ＮＣＣにとっては競争会社であるＮＴＴや電力会社のＲＯＷに余裕があれば使わせてもらえる“趣旨のものでＮＴＴや電力会社は実効的に“拒否権”持ちＮＣＣが使いたい時に使いたい場所のＲＯＷを適切な対価で使えることを保障するものではない。 即ちＮＴＴ、電力系以外のＮＣＣが経済合理的に超高速ブロードバンド基盤の核であるブロードバンド・ユニバーサルアクセス回線を構築する方法は現状では存在しない。これは総務省が公表しているＦＴＴＨの市場シェアを見れば明らかである。 一方アクセス部分が通信事業の重要な要素であることに議論の余地は無い。

	したがって早急にＮＴＴのアクセス回線部分を機能分離してＮＣＣがＮＴＴと公正に競争できる環境を整えるべきである。 さらにはＮＴＴの既存アクセス部分や電力系通信会社などの既存アクセス部分を核にした“光の道会社”を設立しＦＴＴＨを主体としたブロードバンド・ユニバーサルアクセス回線を整備すべき、と考える。 これは高速道路会社が一元的に高速道路を整備することにより高速道路という整備に多額の資金と時間がかかるインフラを効率よく作りながらそこを走る自動車は多数の自動車会社が自由に競争しながら多種多様な自動車を販売することによりユーザは自分の好みに合った自動車を選ぶことが出来る、という環境と同じである。 ＮＴＴとＮＣＣは光の道会社が一元的に整備したＦＴＴＨを主体としたブロードバンド・ユニバーサルアクセス回線を公平・公正に使ってサービス競争をする環境を整えることこそ“早く安く安全な”日本の次世代通信インフラを構築する方法と考える。 以上
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	(1)NGN 光ファイバによる通信を人口カバー率 100%にしようというのであれば、ユニバーサルサービス基金からの充当も不当ではない。ただし、NTTの都市部のフレッツネクストユーザにも加入電話同等の負担を求めなくてはならない。NTTは公衆電話等、自らの商用に供する電話および NGN サービスについても、自らの出費でユニバーサルサービス費用を払わなくてはならない。 (2)電力会社に電気を通していない電線があれば、NTTドライカッパーと同じ基準で他事業者に解放。高圧電線塔の頂上部を、WiMax や LTE 事業者の基地局設置に解放。何10メートルもある最も背の高いものを使い、一気に無線高速通信エリアを広げる。障害物が少ないので、変調方式を一気に 256QAM に上げる。 (3)光、同軸に頼りすぎず、ラストワンマイルは無線のリピーターを活用。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	(1)電気通信事業で一番の手間と金がかかるのは工事であり、NTT といえど、光ファイバ設置部門を分離させるのは適切でなく、むしろ、そのような組織論は、自前で回線を敷設してきた他事業者の意欲をそぐ。ただし、NTT にはファイバーを廉価で解放する義務を継続して課すべき。また NTT 納入用ファイバのカルテル事件にかんがみ、ユニバーサルサービスに供する部材は抜き打ち調査や罰則強化の対象とする。 (2)いくら競争が激化し価格が下がっても、使わない人は使わない。すでに市場は飽和に近づきつつある。状況を打破するには価格下落よりも、付加価値の高いコンテンツを用意することが有益。インターネットでは手に入らない特殊コンテンツを、NTT や他事業者が提供できることとし、通信と放送・出版・ゲーム・行政サービスの融合を進めることが必要。また、インターネット公衆網を通すことがそぐわないテレビ会議などを促進(病院の医師との会話など)。 (3)電力会社の電柱、NTT の電話柱の原則廉価解放で、他事業者が容易に配線を行えるようにすべき。一部外国(ドイツなど)のように、柱など使わず、耐久性の高い建物の壁や屋根を伝って配線を進める方式も許可。高速道路資産の配線目的での廉価解放。

	(4)トンネル方式での IPv6 接続は NTT の都合による費用をプロバイダやユーザに押しつけるものであるから、NTT はトンネル式企業には端末設備費用充当をしなければならない。そうでなければ、ADSL の実質モデム無料という市場価格と勝負できない。 (5)通信費は既に家計で馬鹿にならない金額に上っており、携帯電話の料金が高止まりしていることが、高速インターネットにまわす金が足りない原因である。よって、いわゆる電波税を下げれば、自動的に高速インターネットに回す金ができる。あまった電波税はユニバーサルサービス基金に充当。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	NTT 東西の光ファイバーインフラだけでなく、電力系、JR 系、CATV 系の光ファイバー網を活用できるようにする。その他に無線の速度アップやセキュリティーアップなどの技術革新。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	現状では NTT 東西が光ファイバー市場を独占してる状態で、NTT 東西自身も値下げはしないと公言してるので、現状のままでいくと普及は鈍くなると思います。 かつて NTT を分割したとき、NTT 東、NTT 西、NTT コミュと分割したように、光ファイバー事業を NTT 東西から分割して、別会社を作ったほうが他事業者が参入しやすくなると思います。 それと光の道構想には電力系会社が反発してますが、NTT が他事業者に光ファイバーを貸し出すのが消極的なら、電力会社の光ファイバー網を他事業者に開放しやすくするという選択肢も加えたほうがいいと思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	当該未整備エリアの意見が政策に反映されるべきと考える。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の構成員を見ると、地方の声を代弁しうる地方の首長や地方自治の専門家が見当たらない。構成員の変更が必要だと思う。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	「民間にできることは民間へ、地方にできることは地方へ」。これは小泉政権時代のスローガンだが、ブロードバンドの整備には、今でもこれが成り立つと思われる。超高速ブロードバンドの整備には、既存インフラ(管路、鉄塔等)や電波におけるホワイトスペースの有効活用が有効であり、そのためには、各地の情勢に通じた地方自治体を中心になるのが適当である。国が直接行う事業は、地方ごとに異なる個別の事情を無視した全国統一的なものになりやすく、結果として整備コストを上げてしまいがちである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアに在住する住民が真に求めるサービスを提供すべきであって、総務省等からその形態を指定するものではないと思う。 未整備エリアの住民の殆どが、地上波デジタルTVの受信が出来ないエリアに暮らしている人だと思うが、そのような場所に暮らしている住民が、果たして超高速ブロードバンド基盤を求めているであろうか疑問である。 実際に、私の田舎は、高知県土佐清水市三崎町であるが、地上波デジタル放送の電波を受けられないため、住民が協力して(一部補助金)ケーブル等を設置しているが、維持管理について、不安が残るし、新たな使用料が必要となっている。(まずは、そこを解消したらかどうか) 現状においては、DSL(携帯)等によるインターネット接続で十分に間に合っており、まずは、超高速ブロードバンドを行うことにより、総務省は国民生活の何を向上させるのか?その趣旨を明確にすべきである。 民主党の公約(マニフェスト)と同様に、将来の方針をシッカリ見せず、今を議論しようとする嫌いがあり、あるべき姿をシッカリ描いた上で、議論すべき。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	日本国は、スモール政府を求めてゆくべきであり、総務省が口を挟むと、結局、行政主導となり、公務員の削減はいつまで経っても、実現しない。 もっと、行政改革を推進し、市場経済に任せるべき(セーフティネットは必要だが)であり、総務省が利用料金について、あれこれ言うべきではないと考える。 低廉な利用料金で利用可能になるためには、設備構築等に関する、費用を下げる必要があるが、そのような事が、出来るとはとても思えない。地上波デジタル基盤、携帯電話の干渉エリア解消にしても、地方に行けばいくほど投資効率が悪くなり、安価な料金で提供するとなると、政府からの補助金等が必要となり、財政危機で赤字国債を増発しているような状況においては、その様な施策をすること自体が、新たな利権体質を生み、自由民主党の時代と何ら変わらない議論をしているように感じる。 民間(NTT含む)での利用条件等に政府が干渉すべきとは思わない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	福岡県
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアには過疎・離島等の条件不利地域が多く含まれるが、そういった地域こそ ICT を活用した住民の利便性の向上や地域の活性化が求められており、早急に光ファイバ網をはじめとする超高速ブロードバンド等の情報通信基盤整備を進めるべきである。 しかしながら、条件不利地域では、まとまった加入者が確保できない状況であり、民間事業者単独での参入が困難な場合が多いことから、民間事業者のインセンティブを高める施策を講じるとともに、整備を推進しようとする地元自治体への積極的な支援策を創設するべきである。 また、整備後の安定的な維持・運用を確保するため、ユニバーサルサービス制度の創設を行うなど、ランニングコストに対する支援策も講じるべきである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	費用対効果を十分に検討し、別の方法での実現も考えるべきである。または、TV電波の受信が困難な地域でもある場合は、兼用するための手段となるのかも知れない。また、学校、図書館など教育の不平等が発生しないようには考慮するべきと考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	事業者に通信用の分散が可能な通信料金体系を提供させる。例えば、24時間以内にダウンロードできれば良いなら回線の空いている時に通信を行う指示を出せば通信料が安くなり、反対に渋滞の時に瞬時に大容量データを通信する場合は高額になるような料金設定が可能なように。また、2分割から4分割にし、1エリア2組織形態をとらせ、且つ、ドコモも分割し、分割したNTTと合併させ、固定とモバイルの両方を持つ事業者として競争させるべき。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	希望しない全世帯へのブロードバンド一斉整備は過剰投資となり必要がないのではないかと。山間部・離島まで光伝送路を構築するのであれば、自治体、学校、医療関連への施設に対するインフラ整備(多種多様なコンテンツ)から充実してはどうか。採算を度外視したインフラ整備をする前に本当に必要な利活用の促進といったことを国民目線でじっくりと議論していくことが必要ではないでしょうか。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	1. NTTの設備構築により全ユニバーサルエリアをインフラ構築(光化)するにしても、アクセス網を持たない事業者は利益の出るエリアだけへの回線借入れ利用参入が予測されるため複数の事業者が競争しても真の公正競争とならない。インフラを持たない事業者が明らかに有利である。市街地だけでなく山間部にも複数の事業者も参画するような仕組み(費用負担)を考えてもらいたい。 2. 低廉な料金でブロードバンドの利用率を向上しても、お客様が必要なサービスが受けられないのであれば、ブロードバンドとしての役割を成していない。お客様が「なぜ光化とするのか」「光化でなければ何故いけないのか」を理解できるようしっかり議論し整理する必要があると思う。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	三原テレビ放送株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	10%というのは、条件不利地域と思われるが、そもそも全国には条件不利地域が多数存在する。そういう中で、リスクを取り基盤整備を進めた自治体やケーブルテレビ事業者が地道に地域の情報化に取り組んできたことに目を向けるべきで、現存する未整備エリアはNTTに全てを背負わすのではなく、その市町の自助努力で解決すべきである。未整備エリアの市町は、情報化は必要ないと判断した地域であり、税金を他の分野に充てているとおもわれる。今さらの感はあるが、その責任は当該市町が全て負うべきである。労力と費用と時間をかけたものが、不公平な扱いを受ける事態は絶対避けるべきであると考ええる。もしNTTに全て敷設させるということになれば、全国で先行整備した条件不利地域のケーブルテレビ施設を国が全て買い取ってからということが条件であると考ええる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	そもそも国民すべてが、超高速ブロードバンドを望んでいるのか甚だ疑問である。現在10Mbpsもあれば十分であり、超高速でなくても満足できる状態にある。何が何でも光でなければだめだとする考え方に対し理解に苦しむ。HFCでも十分に顧客に満足いただいている。確かに料金が下がれば利用率は若干は高まると思うが、設備投資額を回収するということを考えれば、値下げする幅があるのだろうか。NTTを分割して、設備保有会社を作ろうとされているやに聞いているが、国営化に逆戻りする危惧を抱かざるを得ない。どこが公平な競争ができていないか明らかにしたうえで、その対策を考えるのが筋だと思う。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社高砂本家
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	基盤の整備率は世界一と聞いている。 未整備エリアの整備の為に1兆円を大きく上回る所要額が必要としているが、整備しても使用されないと意味がない。基盤の整備率が世界一のわりに利用率は世界20位弱と聞いている。ユーザーが超高速ブロードバンドを利用するメリットを実感できるようなサービスを充実させ、利用率を向上させることの方が先ではないか。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTT東西会社のアクセス部門を分離し、別会社にして光インフラ整備を推進させるといった一部の事業者の意見に基づく一方的な論議が進んでしまっている。グローバル競争をしていかなければならない時代に、NTTをさらに分離、別会社化して、日本国として情報通信で世界と戦えるのか心配である。 光インフラ議論でなく、ユーザーが超高速ブロードバンドを利用するメリットを実感できるようなサービスを充実させるなど、本質の論議をして欲しい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	1. 基板整備の方法について NTTのこれまでの努力により、光に関する基盤整備は世界1になってきており、全エリアの90%になる設備充足率を達成している現状を考えると基盤はほぼ出来上がっていると理解すべき。今後残されているエリアは不採算エリアということであれば、今後のブロードバンド整備については一律光方式と考えることもなく地域特性を考慮したブロードバンドワイヤレスなどの技術の活用するなどしてインフラを構築していけばよいと思われる。不採算の程度があまりにも大きく事業者として対応が出来ない部分が残ると考えられるが、条件を設定して、それを上回る場合は国が必要な支援策をとるべきであろう。ただ、基盤整備が一番大きな問題ではなく、日本のICTの国際的な評価が17位となっているのは、行政での利用の遅れなど利活用部分での遅れが大きいためであることを考えると、基盤整備というより、総務省が取り組むべきは利活用を進めるために必要となる政策議論を優先させるべきではないかと思われる。 2.ユニバーサルサービスの在り方 (1) ブロードバンドアクセスはユニバーサルサービスか？ アナログ電話の普及についても相当の時間を要し、その結果としてユニバービスとして認知されるようになった経過を踏まえると、現時点で、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスととらえるのは時期早尚ではないだろうか？ 諸外国においても有線の電話より、携帯電話の数が上回るようになり、かつ従来では考えられないほどのブロードバンド化が進んできていることを考えると、このあたりの関係も整理しておく必要があるのではないか？ (2)移行期 メタルから光への移行については対応技術やユーザ対応、事業者対応なども含め相当の時間を要すると想定されることと、NTTの収支状況を悪化させない前提での円滑なメタル設備の更改計画とすべきことであることを考えると、国が時期を決めるような案件ではないのではないかと？ 光の道をユニバーサルサービスととらえた設備先行の発想は、却ってNTTを圧迫することになることが危惧される。他の有線通信事業者が何故、光の整備に力を入れないのかという点も十分踏まえた議論をすべきと考える。自社で光の設備を保有せず、自分の案でいけば相当安く光に移行可能と言っているソフトバンクの孫社長から、この点について

	どう考えているのかヒヤリングを行う必要があろう。 光の自社アクセス網を保有せずサービスを提供している、競争事業者である会社の社長が他者の設備投資についてとやかく言う立場にはないと一般的には考えられるが？
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTの在り方について 一層の公正競争確保の視点からアクセス網の在り方を検討課題に上げているが、NTTの光アクセス網は民営化移行、設備投資をしてきたものであり、他者がその組織形態について云々すべき問題ではないのではないか？ 光の設備投資については公正競争確保の観点から、他の通信事業者が光サービスを提供する場合は自社網を義務づけるなどの法的規制を加える必要があるのではないか？ NTTの組織論に国がとやかく言うような国際環境ではなくなっており、通信事業者でありながら、自社の光アクセス網に投資せず安く借りようとしてだけしている事業者を許していることのほうが公正競争となっていないのではないか？ 誰が、株を保有していようと、NTTが自主的に設備を構築し、サービスを開発していく自助努力が大切であって、結果として企業や国が発展するのではないか？ NTTの組織形態ばかりいつまでも再燃させようとしている先見性のないICT政策論議はやめるべきと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	光化を進めていくこと自体は望ましいと考えるが、光ブロードバンドの普及促進を図るにおいては、サービスの充実と使い易い端末・料金での提供が必要であり、ユーザが光ブロードバンドを利用するメリットを実感出来るようなサービスを充実させることが優先だと思います。 その進め方にあたっては、光を望まない国民に対して、強制的に光化を押し付けることはせず、国民の混乱を招かないよう、「光化の真の目的は何か」「利用者が本当に光化を求めているのか」「光ならではの利用方法は何か」等を分かりやすく訴求して欲しいと思います。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	基盤整備の在り方については、公的支援を受けつつ民間事業者が競争に参入出来る仕組みを作るなど、地域経済の活性化の観点から中央で全てを決めるということではなく、地方の実情に合わせて、地方のことは地方が決めていくという目線が必要だと考えます。 NTTの組織形態については、日本における産業全体の問題として国際競争力をさらに強化する必要があると考えるところであり、NTTについても国内の競争を活性化するために分離するのではなく、海外の通信事業へのさらなる対応強化を推し進めることを優先に考えるべきだと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ひろしま信愛不動産株式会社
-------	---------------

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	インフラ整備については国が大株主の NTT のみに限定することなく、各種関係の大企業や中小企業の参画ができるようにするべきと考える。インフラ整備に係わる企業数が増えれば、本事業の推進による地方経済の活性化の効果が期待できる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	インフラ整備率が90%であるにも関わらず、利用率が30%というのは、生活に直結した使いやすいサービスが無いからだと考える。 地方経済が活性化されるような利活用促進策を検討実施し、料金やサービス内容がユーザーの目線にあった新しい光ブロードバンドサービスの開発により、利用メリットが実感できることが利用率の向上に欠かせない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	料金を低廉化することは非常によいことだと思います。ただ、通信サービスの料金の契約内容や支払いは、煩雑で、分かりにくいです。 低廉化のために、サービス形態や契約形態がこれ以上複雑になるのは、よろしくないと思います(高齢の方には、特にそうだと思います)。 以上です。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	今後益々重要なインフラとなる光網は、電話線のごとき必需品となりえるでしょうから、人口が少ない地域においても基盤整備を早期に進めることは非常に重要と考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTによる寡占的体制は問題であると常々感じております。 韓国などは国家的に光網整備に努め、既に到来しているICT社会への態勢を着実に整えつつあります。 ひるがえって、日本がこの点で遅れることは、非常にゆゆしきことと思われます。 その普及に当たっては、まだまだ月額料金が高すぎる光網整備を、当面はNTTを筆頭としつつも、他の企業も参入した公平な競争体制へと移行させていただきたいと願います。 以上です。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	光の道構想について、末端の消費者(利用者)として少し意見を述べさせていただきます。 まず、NTT とその他事業者(KDDI 社、ソフトバンク社)との差別化について。 NTT は地域通信、県間通信、携帯(移動通信)を分離・分割され、同じNTT グループを利用するユーザにとってワンストップのメリットが全くない状況にある。 しかしながら、K 社、S 社では、同じ会社での通信網利用では、電話と携帯間の通話料の割引サービスがなされている。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	強大な NTT が分割された経緯は理解するものの、利用者である一般ユーザにとっては、差別化され不利益を被っていると言わざるを得ないと思う。 光の道構想も必要な施策であるが、不景気な世の中で、利用者の利便性の向上に主眼を置いた検討を期待する。 また、光の道構想についても、やはりインターネットの利用回線の使用料金は高額であり、光の道構想によって、将来、利用者(消費者)に更なる負担増(たとえば、税率 UP 等)につながるのではないかと懸念。 地方、特に郡部では、インターネット環境を求めない利用者(電話のみで十分)の方が多数を占めていると思われる。 利用者の意向に沿うような幅広いメニューを用意いただくことを強く要望する。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤においては、これまでの固定回線系におけるブロードバンドのみならず無線技術の発達によりWiMAX や次世代 PHS、LTE 等による数十 Mbps～数百 Mbps レベルのブロードバンド化が可能になり、各通信事業者が各自治体と連携してブロードバンド整備を実施しているところと認識しております。 また、その整備方法におきましてもIRU方式等により積極的にブロードバンドを推進してきた自治体もあります。 そもそも「超高速ブロードバンド」の定義及び必要性の整理が必要であると考えており、今後のすべての通信をIPネットワーク上で行うのであれば無線系による対応も可としても良いと考えており、必ずしも「光」に限定する必要は無いと考えております。しかしながら、今後の多様性も考え光波長多重方式(光伝送インターネット通信用とTV/FM電波伝送用の重畳)等の必要性もあるのであれば、『光ケーブル』と限定した話となると思われます。 今回の総務省からの意見募集におきましては『光の道』を大前提としたものでありますので、『光ケーブル』前提で意見を述べさせていただきます。 現在、ユニバーサルサービスにおきましてはメタル回線によるもので、通信速度も最大 128kbps(ISDN によるもので ADSL 除く)と現在のインターネット通信におきましてもナローバンドに位置付くものと思われます。また、メタル回線では、ADSL 通信においてもDSLAM からの距離及び伝送損失による安定性の問題もあり制限要素が多い為、今後の情報化社会におきましてインターネット通信のみならず、地上波デジタル放送の伝送路等も含めまして光アクセスラインの 100%普及が必要と考えております。 しかしながら、光アクセスライン 100%を目指す為にはその必要性の予測・前提条件が必要不可欠であり、単純なインターネット通信による速度だけでは必ずしも『光の道』が必要とは言えず、今後どのように各家庭で光伝送路による情報化を進めるかより具体的な話をしていく必要があると思います。 その上で、既存のメタル回線の光ケーブルへの巻き取りを含めたメタル縮退の話も具現化していくと思われます。 極論で申し上げれば、アクセスラインがメタル回線であっても、上位ネットワークを NGN 等で構成することも可能で、電話だけの利用で光回線化を進めるのであれば通信事業者の立場で考えた場合、採算性の懸念もあると思われます。また、メタル回線を

	光ケーブルへ巻き取るにあたり、レガシー系サービスを生かした状態で光アクセスラインへ巻き取ることを考えるとメディアコンバータ等光/メタル変換装置等が必要となり、これらの負担をどこで負担するのも問題になると想定されます。 総務省として 100%『光の道』を目指すのであれば、レガシー系サービスを光アクセスラインへ巻き取る場合の費用負担、もしくはNGN等次世代通信網サービスへの移行補助をどのようにしていくのかを取り決めていかなければ、具体的な話へ進まない懸念があります。 これまで NTT 東日本・西日本、電力系通信各社は自前で光アクセスラインを整備してきました。採算性が合わず通信事業者が光アクセスラインを展開出来なかった地域におきましてはIRU等による行政との連携により整備を進めてきており、今後の未整備エリアへの光化につきましては、最大限各行政へのIRU推進が望ましいと考えております。総務省は補助必要有無判定基準・補助算定基準の明確化を実施し、100%光化を目指した指針を出して頂きたいと存じます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド向上を考える中で、そもそも本当に超高速ブロードバンドを必要としている需要予測及び需要アップ施策が必要と考えております。電話だけ利用したい傾向が強いエリアに各家庭に光アクセスラインを敷設しても不採算となる可能性が高いと考えられ、そのようなエリアでは携帯電話事業者による電話・超高速無線通信の提供が向いていると考えられます。 仮に、光アクセスラインが NTT 東日本・西日本から切り離された第三の事業者で運営となったとしても、光アクセスラインを集約したNTTビル等に各通信事業者が伝送装置及び中継伝送ネットワークを構築しなければ、長高速ネットワークサービスの展開は望めません。NTT 東日本・西日本におきましても、ダークファイバーの貸出料金におきましても公平な料金としており、第三の事業者が運営した場合に、真に光アクセスラインが今以上に廉価に貸出可能となるか検証する必要があると考えております。また、廉価に貸出可能となった場合でも、NTT 東日本・西日本以外の通信キャリアが上記に述べる伝送設備を構築して頂けるのか検証する必要があります。 また、レガシー系サービスにおきましても他事業者のメタル回線の故障修理も NTT 東日本・西日本が修理を実施しており、光アクセスラインにおきましても同様のことが言えます。公正競争の観点からこれまでNTT 東日本・西日本は平等に扱っており、これらが第三の事業者で運営した場合に真に今以上に良くなるのか疑問であります。 NTT 東日本・西日本の組織のあり方においては、東西に跨るお客様の立場になると、東西統一した会社となるべきと考えております。また、光アクセスラインを NTT 東日本・西日本から切り離すのであれば、メタル回線におきましても切り離す必要があると

	考えており、その際に真に現在より良くなるのかあらゆる観点から検証を総務省は実施すべきと考えております。 以上、よろしくお願いいたします。
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	国が補助金を出し自治体が IRU 方式で、委託を受けた民間企業が運営。 通信事業者、放送事業者(NTT 東西、KDDI、電力系通信事業者、CATV 事業者)に開放し通信と放送を提供。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	アクセス回線が高い。 メタル回線月額利用料同額までの引下げを希望。 フレッツ光の戸建住宅のアクセス回線費月額利用料 5,670 円から 2,000 円～1,400 円へ値下げ。 世界に誇るWDM/多重方式(3波、4波、5波)を採用し、情報・映像提供者への門戸解放。 NTT 東西の光終端装置(V-ONU)の映像運用は NTT 独自の FM 一括変換方式を採用、CATV 事業者との互換性はない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	その他90%同様、整備すべき。 100%となれば、そこに公共サービスを不公平なく提供可能となり、「各家庭、出向く先に十分な帯域を持つインフラがあること」を前提に、市民はライフスタイルを設計できる。そこには新たなニーズが生まれ、企業はリソースを投下し、コンテンツ市場が大きく躍進。国家レベルでの生産性向上を促進することにつながる。 また日本は国土が小さい。小さいからこそ、少ない資金で光の道を整備できる。これは、アメリカや中国などの大国との大きな差別化にも繋がり、日本が世界のITC産業をリードする大きな要因となる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	30%の利用率向上には、下記3点が重要。 [光回線の利用率向上に必要な要素] ①回線価格の低価格化 ②高速回線を必要とするリッチコンテンツの整備 ③市民のITリテラシー向上 [上記実現に効果的な施策] ①はNTT構造分離※1による、公正競争環境の整備(SBM孫氏提唱) ②は光の道100% ③は①②を背景とする、教育・医療・公共サービス提供による「利用の促す機会の提供」が、改善に対して大きな影響力を持つと思う。 ※1について インフラは言い換えれば国家の根幹。その部分を完全に民営化することは様々なリスクをはらむ。なので、NTTのインフラ提供部分を切り出し別会社として独立させ、国が責任を持ち運営。公平な価格、サービスでその他インフラ企業やCATVに解放し、環境を整える。そしてNTTのサービス提供部分を完全民営化し、その他企業と同条件で競争させれば、公正競争は活性化すると思われる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	すべての世帯で、超高速ブロードバンドサービスの利用を実現する必要があるのか？疑問である。地域で、すべてのお客様が本当に光化を望んでいるのか？今でもインフラ整備はかなり進んでおり、性急に普及率100%を目指しても意味がないのではないか？採算の合わない地域まで無理に光化して、そのつけを後世に残すだけにならないか？もっとインフラの利活用の検討(利活用促進策)を国民目線でじっくり議論していくことが大切と考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	今までのNTTの組織は、電話が前提として成り立ってきており、これからのIP・ブロードバンド時代に相応しい国際競争力を高めることのできる組織形態への議論が重要と考える。現在、電話がユニバーサルサービスとなっているが、ブロードバンドはどうするのか？しっかりとした議論が必要と考えられる。アクセス網の光化はNTTが民営化後、経営努力により、取組んできたものであり、単純にアクセス網の整備をNTTに押し付けそれを他事業者が使わせろと言うのもおかしい？1項と同様に国民目線でじっくり議論していくことが大切と考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社全関西ケーブルテレビジョン
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・弊社は地上デジタル化に伴う難視聴地域解消のため、公設民営方式で地方自治体とIRU契約を結びケーブルテレビの運営を行っている。事業エリアは、中山間地の過疎地が大半を占め、採算性がまったく見込めない地域だ。IRU契約によって初期投資の負担がないが、加入者のケーブルテレビ利用料だけで、IRU利用料や回線と設備の保守管理費、運営経費などをまかなうのは極めて厳しく、ぎりぎりで維持しているのが実情だ。今回、「残り 10%」の整備について「民間事業者のインセンティブを高めるような利活用の推進と合わせた新たな公的支援を検討」とあり、歓迎したい。 ・自治体が公設民営方式で基盤整備を行う際、国の補助金は欠かせない。しかし、現行の国の補助金は、「需要数」に左右され、しかも補助金は事業費の3～5割に止まり、残りは自治体もしくは地元住民の負担となる。こうした制約がある限り、運営コストが圧迫され、民間事業者の自発的参入は困難だ。初期費用だけでなく、運営の負担も軽くなるように恒久的な支援策を打ち出して欲しい。また、こうした地域の利用率アップをはかるには、高齢者の安否確認や医療サービス、買物サービスなど新たなサービスを進める事業者への支援が必要だ。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・関西では電力系、NTT、CATV事業者が価格競争を繰り広げている。近畿総合通信局の調べでは、FTTHのアクセスサービスの加入者数がわずかこの2年間で、27.9%から 39.3%に 11.4ポイントも上昇している。すでに近畿圏では競争環境が整っているといえる。引き続きこの公正な競争が担保されるような体制の確保が重要だ。現時点で、NTTの組織形態を論議する必要はないと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	池田町商工会
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアがありますが、日本全国すみずみまで基盤整備される事を要望します。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	現状維持でお願いします。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・特段の意見はありませんが、超高速ブロードバンドの普及に向けては、まず利用するサービスを充実(利便性の向上)させながら、ユーザの意向に沿ってより拡大していくべきである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・超高速ブロードバンドが低廉な料金で利用できるのは良いが、後になって国民に負担させられることは反対である。 ・ユーザの意向に関わらず、強制的に光に加入させられることは電話だけで良いと考えているユーザに対して、工事の立会いや費用負担が強制的に課せられることは問題である。 ・また、私は電話も携帯電話もNTTを利用しているが、インターネットを利用したいためNTTに聞いたところ「NTTは契約会社や窓口は別になり、一括した契約はできない」といわれた。 KDDIを利用している友人は電話・インターネット、携帯電話は一括契約できたと聞き、NTTができないのは非常に不公平と考える。光の道も良いが、身近なところで、ユーザの利便性を向上させることのほうが重要だと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	日本はすでに超高齢者社会、全世帯に光をベースとしたブロードサービスがなぜ必要なのですか。 日本では全ての世帯で電話が使えるよう回線が引かれています。これらの回線はどうするのですか。 仮にこれらは廃止撤去するとなると現状の固定電話で十分な人々(特に高齢者)はどうなるのですか。どのような負担を強いるのですか。 日本の高齢者は金持ちだとテレビなどで政治家皆さん発言していますね。自分で自分のことができなくなったとき誰が見てくれるのですか。国にはまったく期待できません。 光の未整備エリアはどのような地区ですか。当然の事として特に超高齢化が著しい限界集落などは入っているでしょうね。モバイル商品が日々進化しているのに、これらの地域は無線で対処する技術はあるのでは…… 不採算エリアには公的支援を考えているようですが、年々増加する医療費・不透明な公的年金・九百兆にもなる国の借金、また、消費税をはじめとした増税が避けられない現状をどう考えているのですか。 何かを裏で儲け話を画策している人物とその仲間の気配を感じます。 なお、本件の意見提出にもホームページから直接メールできませんね。ワードをダウンロードしたうえで指定のアドレスへ送る。こんなやり方をしている総務省が全世帯に光……考えられません。それともなるべく意見が出しにくいようにした作戦ですか？ @マークにわざわざ変えさせるなど……

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	
---	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	国民がインターネットにアクセスする環境としては、もっとも重要なことは「常時接続」を可能とすることだと考えます。アクセス速度については、「超高速」に拘る必然性は無いと考えます。ADSL等メタル媒体や無線媒体であっても個人が常時接続環境を確保する手段としては必要十分なものと考えます。 基盤整備の主眼はインターネットアクセスとすべきであり、現在の「固定電話」に代表される、ユニバーサルな「電話」サービスの整備は対象にすべきではないと考えます。「電話」サービス自体には「超高速」は不要で、「常時接続」も必要が無いサービスですので、ブロードバンド基盤整備とは無関係なサービスですし、すでに現時点で全国くまなくユニバーサルなサービスとして整備、提供されているものなので、今後のブロードバンド基盤整備の対象サービスとして議論することはふさわしくなく、「ブロードバンド基盤」と「ユニバーサル電話サービス」は分離して整備すべきと考えます。 現在集合住宅に住んでいますが、集合住宅の住民にとって「光の道」が自宅に制限無く整備されるとは考え難く、集合住宅の共有部により何らかの制限がかかることは避けられないと想定されます。現在利用可能となっている「高速」なインターネットアクセス環境とユニバーサルな「固定電話」サービスがあれば、今以上の整備を強制することは過剰と考えます。 ユニバーサルな電話サービスに加えて、ユニバーサルな高速インターネットアクセス環境を整備することは有効と考えますが、「超高速」に拘る必要はないと考えますので、所謂「光の道」と呼ばれるような光ファイバを全国・全世帯にくまなく経済性を度外視してまで整備する必要は無いと考えます。 また、高速／超高速なブロードバンド環境が設備されたとしても、それが現在のユニバーサルなメタルを利用した「固定電話」の撤廃要件と整理されることには不安を感じます。自宅が停電しても使用可能な現在の固定電話は安心感が高く、停電で使えなくなる各種のIP電話が代替可能とは思っていません。「固定電話」も基盤として整備を継続いただきたいと考えます。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	国民として必要な場合に超高速ブロードバンドを利用することはあると思いますが、利用率向上を目的とした取り組みには疑問を感じます。料金の低廉化以前に利用したいというニーズがないのに利用率を向上させる必要は無いと考えます。 国民はブロードバンドのアクセスサービスの事業者と所謂コンテンツサービス又はプロバイダ事業者はそれぞれ別個に選択できることが望ましいと考えますので、所謂アクセスとサービスを分離し、それぞれの領域で事業者間の公正競争を一層活性化することは適切だと考えます。 現状は、ブロードバンドアクセス自体がユニバーサルに位置づけられていないため、事業者毎の経済性等による判断により、提供されているものに過ぎず、またアクセスサービスのオプションとして例えばIP電話サービスが付加されていたりするという状況と認識しています。 ユニバーサルなブロードバンドアクセスを整備する場合には、その実施事業者はユニバーサル基金等で保護される代わりに、全てのサービスオプションを分離し、かつ加入者が要望する全てのプロバイダ、サービス事業者に公平に接続する必要があると考えますが、現時点ではブロードバンドアクセス事業者を保護する基金等が整備されていないので、アクセス事業者同士が公正競争をするためにいくつかのオプションサービスを追加している状況と認識します。 メタルの固定電話時代と違って、NTTに限らず、CATV系、電力系等複数のブロードバンドアクセスサービスの提供者が存在する状況にあるため、NTTの組織形態のみに着目するのは公正ではなく、ブロードバンドアクセス提供事業者の公正競争要件、ブロードバンドサービス提供事業者の公正競争要件を各々定めるべきと考えます。また、同一事業者がアクセスとサービスの2つを同時に提供することも適切に会計分離されていれば認めるべきだと考えます。 これまで政策上ユニバーサル化されていなかったブロードバンドアクセスをユニバーサル化する場合に、すでに複数事業者によりアクセス整備されてしまった地域において、複数の事業者をユニバーサル事業者と認定するか、1事業者を認定するかにもよりますが、認定されなかった事業者の既設アクセスインフラについて、如何なる対価をもって補償するのかといった課題が発生すると考えられますが、これについても、NTTであれ、他アクセス事業者であれ、対等に取り扱われるような仕組みが必要だと考えます。 国民として安心できるブロードバンドアクセスを提供いただくためには、アクセスサービスの提供事業者に対して不適切に低廉な料金でサービス事業者に対する提供を求めることは適切とは考えられず、サービス事業者はサービス事業者間で公正競争を、アクセス事業者はアクセス事業者間で公正競争できる環境が必要だと考えます。
---	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	私は、愛知県三河地域をサービスエリアとする建設業に従事する会社員であり、NTT株を数株保有するNTT個人株主でもあります。 「光の道」構想については、日本の将来に関わることから大いに興味を持っているところでありますが、今何故超高速ブロードバンド基盤整備率を100%にすることが必要なのでしょう。それに見合うサービスが十分整備されているとは思われません。 未整備エリア10%は、山間過疎地域が主体であり、通信事業者が整備実施するには、コストパフォーマンスが悪く、収支バランスが取れないため、民間事業者による整備には無理があると思われる。したがって、今整備するとなれば、政府主導によるIRU方式での整備が妥当と思われる。広大な三河地域においても、地域住民のために北設楽郡ではIRU方式による光ケーブルでの情報通信施設整備が行われましたし、今後もIRU方式は有効な手段と思われる。 ただし、税金の投入には、その論拠を明確にする必要があります。地域住民の利便性を重視し、国民に理解されるサービスの提供などが求められます。現在ICTの利活用状況を見ますと、韓国、欧米に比べて遅れの目立つ分野、特に、教育(文科省)、医療(厚労省)、行政(総務省)において早急に制度改革を行い、利活用のアップ、生活向上、利便性アップを図ることが求められます。そのためには、総務省のみならず、他省庁も関与した横通しの国益を考えた議論が必須と考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの利用率向上には、料金の低廉化も大事ですが、日本の高速通信料金は現在でも世界一安価に提供されていることを考えれば、むしろソフト面の充実、特にコンテンツの充実、サービスメニューの多様化にまず努めることが望ましいと考えます。 超高速ブロードバンド基盤設備が90%まで整備されたことに対しては、通信事業者の努力に敬意を表するものですが、特に世界に先駆け積極的に光ケーブルを張り巡らしてきたNTTの貢献が大きかったものと思われます。 今、NTTの組織形態の在り方も含め、アクセス設備の分離方式も議論されていますが、サービス競争が設備インフラと一体となっていくことを考えれば、アクセス分離に関しては、NTTにとってはマイナス面が多く、NTT株主としては、反対せざるを得ません。また、都市部や人口密度の高いエリアにおいては、設備

	インフラは余り気味であり、「日本のインフラ設備は不十分」という意見もありますが、それは山間僻地など人口過疎地での議論と思われる。 アクセス設備の分離を行えば、今後待っているのは、都市部では膨大な不良設備の保全であり、過疎地では投資回収が困難な設備の増設となり、設備分離会社の採算性は低いものと考えられます。また、資本回収率が悪くなるため、新たな投資は行われず、設備の不良資産化が増進し、将来的には通信の信頼性まで脅かされかねないものと考えられます。 情報通信のインフラ設備は、今回議論されている総務省傘下のNTT設備についてのみ言及されていますが、通信インフラ設備は、通信事業者の他に電力料金を活用し低廉な料金でサービスを提供している通産省管轄の電力系通信インフラ、電線共同溝などの国土交通省管轄の道路系通信インフラなどがあり、アクセス設備の分離議論には、国家的な見地から総務省単独ではなく、他省庁を含めた議論を行うべきと考えます。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド設備基盤未整備の10%エリアは国土面積で見れば約50%を占めることから、投資効率は極めて低いことになる。この地域の光設備構築を進める方式としてIRUは優れた方式と考える。しかし、光通信設備は作るだけでなく、設備保守及び運用も重要であり一定のサービス水準が保たれる必要性がある。「光の道」構想にある新たなアクセス系設備会社を設ける考えは、上記の条件を考えると、準備やサービス定着までに期間を要するため得策ではないこと、これまで事業者間競争を促進してきた経緯を否定すること、及び、新たな独占会社を作ることにもなり、現在の通信事業者を対象とした設備構築コンペにより、最もふさわしい提案を採用すべきと考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドを低廉で利用できるようにすることには賛成である。料金をメタル並みにする目標も否定はしませんが、光とメタルを同じ回線レベルで料金比較することが問題と考えます。光ファイバーとメタルの構造の違いや、通信設備として利用できるようにするまでの技術的な問題を根本から議論していない。また、光設備構築技術がメタルに比べ複雑であり、メタルのように簡単ではないことにある。この技術開発は日本が光通信技術の世界標準を確保する上で最重要と考える。また、これは通信事業者間の競争条件でもあると考える。現在のブロードバンド事業者の中には通信設備を持たない事業者もあり、通信設備の借用コストが高いのでブロードバンドサービスが普及しないような発言もあるが、固定コストをより低廉化していくことについては異論はないが、通信設備を構築し、これを維持していく通信事業者にとっては前記の課題は避けてとおれない。この課題はNTTの組織形態を分割再編ではなく東西統合し、光技術の世界標準及び料金低廉化に寄与させるべきである。設備利用事業者の事業効率や一部の有識者の意見に耳を傾けるのみではなく、国家としての戦略を考慮すべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	今の社会情勢で通信事業がいかに大切かということはだれでも感じていることと思います。 民間の会社で国からの介入なしにした方がいいと言う意見もありますが、私はまず国が中心になって進めて行くべきだと思います。 NTT ドコモは今もって年老いた父の住む地域には携帯電話の電波が入りません。 それに比べて国が進めているケーブルテレビは、私たちの住んでいる町よりも早く普及し、老後の楽しみであるテレビを身体を休めるのと同時に憩いの時間としてゆったりと過ごしています。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	これが、民間ならば、まず街から始めて、効率の悪い山間地域などは最後になることでしょう。 国が率先して始め、民間がそれに参加して価格競争を行い、よりよいサービスを行うことで国の価格も下げざるを得なくなると思います。 そうすることで、一般国民には安く快適なものを手に入れることが出来ると思います。 田舎に年老いた両親を残し街で働いている息子や娘にとって、やはり両親の健康と安全は常に心の片隅から離れない問題と思います。 光通信を網羅し、発展させることによりその不安や心配を少しでも少なくしてくれたらいいと思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	諸島部への超高速ブロードバンド整備は、光ファイバーのみならず無線技術との MIX を希望する。 特に本土部と諸島部への回線は、無線技術の方がユニバーサルサービスの観点から好ましいと考えている。 メタル線を中心とした電話回線に対しては、維持費の観点から光ファイバーへの置き換えが急務。併せて、ADSL 及び光ファイバー双方の開通が断られているユーザへの救済策も必要と考えている。 採算の取り難い地域こそ、無線技術を活かす必要があると考えている。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	基本は、ソフトバンクの孫氏の言う NTT の分割におけるアクセスサービス会社方式が好ましいと考えている。 この企業は NTT だけでなく全ての通信事業者共同で立ち上げる方式での運営が好ましい。 NTT のこれまでの既存設備も平等に使える環境も必要。併せて、NTT 法や KDD 法による規制緩和も同時並行に進め、NTT グループでの共同開発や共同販売の促進が行い易い環境作りを希望する。但し、国として今後も市場競争を促す為、独占に対しての規制も必要と考えている。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	反対もしくは慎重に進めるべきである。 まず、客観的に、現在の光アクセス網の普及率とはびぬけて世界1だと思います。これは、政府をはじめ、キャリア、ベンダの方々のご努力と思い、高く評価いたします。いわば、世界最先端のインフラが、十分に安く自由に使える環境ができました。時間はかかりますが、今後は、これらインフラを使って、どれだけ世界に先行できるサービスやビジネスモデルをつくり、グローバルに展開できるかかと思えます。 整備率を上げて100%にすることを単純に否定する人はいないと思うが、どうも高速道路の整備計画を髣髴してしまいます。そりゃ、田舎まで高速道路が張り巡らされたら、便利で地方格差も減り。。とかんがえますが、実際は、ほとんど利用数のすくない高速道路を税金を投入して整備してしまいました。 いまでは、その維持管理にまで税金を投入して社会の重荷にもなっている物もあります。 もともとインフラは、お金がかかり、その上でのサービスによって経済効果が生まれます。つまり、道路を作ることより、それをつかった産業の発展が重要です。安易にやったとしても、利用率の向上する理由が見当たりません。むしろヘビーユーザや必要性の高いユーザにはすでに普及していて、今からはアプリケーション、つまり利用のフェーズかとおもいます。 やらなくてもいいというのではなく 優先順位は利用率の向上やサービスやビジネスの競争力の向上です。 それから、ユニバーサルサービスと考える部分には、たぶんそれまでにはかなり減っていますが10%以下に関しては、国レベルでの普及を考えるべきです。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	2に関して、 利用率向上は賛成。やり方は、料金の低廉化ではなく、サービスの創生に対する投資 利用料金の低廉化に反対する人はいないでしょう。でも、すでに世界でビット当たりもっとも安いサービスを提供している日本で、明らかにミスディレクションする誘導型の質問に思えます。しかし、利用率向上の積極的施策をすべきには賛成です。いまや、インターネットの主戦場は、サービスやビジネスです。世界で一番発達したインフラを持つ日本から、アマゾンや Google に匹敵するアプリケーションの技術を持つ企業がどんどん誕生す

	ることが最優先事項です。利用率向上は、90%の普及率においても利用はわずか30%。誰が考えても90%を100%にあげれば 利用率が大幅に改善されるとは思いません。行政、医療、教育のブロードバンドネットワーク利用促進に他の官庁と連携して大きく投資すべきです。 いまは、グローバル企業同士の国を挙げての競争状態です。新幹線の売り込みでは日本政府も真剣にサポートしていますが、通信ビジネスも、システム化しており、より大規模で総合力がある必要があります。それは開放をしないのではなく、アプリからインフラさらにはオペレーションのノウハウまでもった巨大企業を日本が作れるかという命題です。 NTT 体制に関してですが、見直し反対 反対の理由は、国際競争と株主に対するアンフェアです。常に国際競争にさらされる通信業界は、競争が有利なように誘導すべきです。NTT 株の株主としては株式会社の NTT の経営に株主として以上の政策的な誘導はほかの株主に対してアンフェアです。株主は株主の利益を最優先にすべきであり、すでに十分な競争環境にあります。株主の利益を作為的に失いかねず、株式をわれわれに買わせておいて、それから利益を失いかねない施策を行うのはどう考えてもアンフェアで、現代中国政府の施策よりも悪いと考えざるおえません。繰り返しですが、むしろ総合力をシステムとして海外展開させることが最優先項目になっており日本の発展のためにも多くの国民がそれを望んでいます。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	広島トヨタ自動車株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	情報通信業界には大企業もあれば中小企業もある。これらが相互連携してこそ地場産業が活性化すると思う。「光の道」の推進に当たっては、地場産業の担い手である中小企業も市場に参画できるようにしていただきたい。 地場産業の活性化を図る事が地域主権の実現にもつながるのではないかと思います。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	インフラ整備率が90%も進んでいるのにも拘らず、サービス利用率が30%と言うのは、生活に直結した使いやすいサービスが無いからだと考える。地方経済が活性化されるような利活用促進策を検討し実施して欲しい。政策実現により、光ブロードバンドサービスを利用するメリットを実感させて欲しい。生活感覚に変化が起こるとか便利性の向上とかが著しく感じられる事が大切である。 インフラ整備を国が株主であるNTTのみに限定するのではなく、各種関係企業が参画できるようにすべきであり、その事が景気回復策にもつながる。 サービスの充実とか新サービスの開発等は、あくまでユーザーの意向が主体であり、国民目線にあった、国民が望み納得のあるものにすべきである。 NTTの組織形態の在り方、アクセス網の在り方、などは有識者による検討会議などを立ち上げ検討しては如何でしょうか？光ブロードバンドそのものを理解している国民はまだまだ少数でもっと分かりやすい広報活動が必要だと思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用率の向上は廉価な料金と魅力有るコンテンツの創出にあると思われるので、事業者間の公正競争を活性化するのは賛成である。しかしながら、上記の実現にあたって、NTTの組織形態がどのようなに関わるのか良く解らない。私には、先日新聞等に載っていたソフトバンクの「SIM ロック解除拒否」が公正競争の妨げになるのではないかと思う。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアは、広大で整備に関わる投資には、相当の費用を要します。こうした不採算エリアへの投資を株主に対して利益責任を負う企業体に強いるのは問題だと考えます。 税金を投入して国又は地方自治体が整備する案もありますが、大切な国の税金を投入してまでも、今の厳しい国家財政の中で早期に実施しなければならないのでしょうか。疑問です。 超高速ブロードバンドの未整備の解消は時間をかけて実施していくべきだと考えます。 10%エリアは、過疎地であり高齢者も多く、光を引いてもどこまで活用できるかも疑問です。光以外、無線・DSL・CATVもあり、どういうサービスを住民が求めているかをマーケティングし、地域ごとにブロードバンドの整備の対処策を講じていけば解決できると考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTの株主としてNTTの資産価値が低下し、株価が下がる政策を国の力で実行することは反対です。NTTの組織形態は、民営化以降、光事業をここまで成長させてきたNTTの経営陣の考えを最大限尊重すべきだと思います。 料金の低廉化は、ブロードバンドを利用する人を増やすことであり、設備投資額の回収を無視した事業者間の競争で促すものではないと考えます。 そのためには、国・自治体が規制緩和を徹底的に推進し、ネット上で容易に扱える範囲を大幅に拡大することです。利用者が増えれば必然的に低廉な料金になっていくと考えます。市場の原理です。 NTTのアクセス網を分離したら進むものではありません。事業者は既に熾烈な競争をしてきており、懸命に頑張ってきた多くの人達の努力を尊重していただきたいと思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	①未整備エリア(約10%の世帯)への設備構築には、現整備済エリアの世帯当たりの構築費用を大幅に上回ることが予想され、企業単独での整備では一律的なサービスレベルの維持が困難、②都市部を主体とした現整備エリアの超高速ブロードバンド利用率がまだ約30%であり、整備のみ100%優先よりもサービスを含めた利用率アップをまず図るべき、③低廉な設備構築に向けたさらなる技術開発が必要、を勘案し国主導によるIRUに基づく段階的な構築を進めるべきと考える。 また、構築だけIRUでなく、将来の保守・運用を含めたIRUスキームの整備も必要と考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	低廉な料金は利用率向上の1施策となると思う。ただし、公正競争のさらなる活性化による料金低廉化が、設備保有事業者を不利にするような条件での2種事業者への設備貸出ルールとすることは避けるべきである。今後、超高速ブロードバンドは、現行のPOTSにとって代わり、ますます利用内容が高度化し、求められるサービス品質はさらに厳しいものになってくることから、保守・運用は今以上に重要となり設備保有事業者の事業健全性が大きな要因となると思う。 超高速ブロードバンドを提供できるインフラは重要な役割を持つ位置づけとなることから、保守・運用を全国一律に担保できるノウハウと実績がある事業者かつ国益に貢献できる安定した事業者が設備保有すべきと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速 BB 未整備エリアは、都市部を除く地方・山村・離島が大半であり、高齢化率の高い地域である。NTT を除く通信会社は、収益性が低く、採算の合わない場所には、光ケーブル等インフラ設備の投資を行わず大部分のエリアにおいて、NTT から光ケーブルを借りてサービスを行っている。 たとえ NTT から分離した光会社が運営しても NTT を除く通信各社は、採算性を最重視するため、未整備エリアの拡大に繋がらないと思われる。 ICT タスクホース作業チームが示している案の「NTT からの完全分社化」は、NTT が中・長期設備計画で光関係設備に先行投資してきたこともあり、「固定電話サービスから IP 系サービス」にシフトする「経営方針・営業収益・技術開発および NTT 資本」のあり方が、根底から崩壊する。 この事は、NTT を解体し、ぜい弱な通信会社に衰退してしまうことである。技術的にも優れたゼネラルカンパニーの NTT が、手足をもぎ取られた小会社になれば、国際的にも信頼がなくなり、貿易面や開発途上国の ODA 事業が縮小するなど大きな影響がでる。一方、NTT を支えてきた株主が黙っていないで訴訟を起こすだろう。また、NTT とグループ会社十数万人の社員生活・NTT-OB の年金生活者が、路頭に迷うこととなるので、その救済対策や補償問題に政府として取り組まなければならない。 以上のことから、資本を含めた完全分離は、社会に対する影響が計り知れないので、対象外にすべきであり、NTT の機能分離、NTT グループ内分社化について議論を進めていただきたい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用率の向上については、行政・公共・福祉・医療・教育・交通の各機関に光ケーブルを敷設し、国民が広く利用できるシステムを作ることである。 地方・山村・離島地域への光設備工事費用は、通信会社任せにせず、国が予算を付けて補助すること。 更に、利用率向上施策として、国民が IP サービスを広く利用してくれるコンテンツを充実させることが必要である。 また、学校教育においても義務教育の中で「光の道構想」の教育を進め、子供のころから意識の醸成を図ることが重要である。 NTT 組織形態のあり方は、1項で述べたとおりであり、その中で低廉な料金および業者間の公正競争について議論していただきたい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・市民生活を豊かにし、地域経済発展という観点からは、超高速ブロードバンドの整備は必要不可欠であり、整備エリアを拡大していくことについては、異論のないところである。 ・しかしながら、未整備エリアは、民間事業者だけでリスクの負えない地域がほとんどであり、これまでのIRU方式での設備設置における自治体支援など、国や地方自治体が必要に応じて支援をしていくことが必要である。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・「光の道」整備のためには、行政・産業・教育・医療など様々な分野での利活用促進が有効と考えるが、そのためには、利活用を阻む様々な規制を緩和することが必要であり、各省庁横断的な国家施策として早期に検討を進めることを要望する。 ・同時に普及率向上のためには、多様な利活用策の提案による需要喚起が重要である。一方で、電話だけで良いと考えている住民も居る。従って、NTTの組織形態の在り方議論よりも、こうした実情を踏まえて利用者が望むものを効率よく提供するためには、どういう仕組みが必要か、という議論を促進させるべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤では、郵便、通信、電波を融合しつつあり、電気と同じくは生活基盤の大きな領域を構成しています。そのため、サービス提供の公共性、安全性・信頼性、機会・選択の公平・自由、が必要となります。 現在の議論では誰が進めるか、誰ができるかの企業と国の話に目が向いていますが、利用者、国民の立場での議論が少ないように思われます。まずは、公共基盤として、その領域、レベルと在り方、運営方法について議論していただき、例えば、通信のベース機能の確保とカバー範囲の充実を国が中心となり整備し、その上で民間の活用サービスを自由に競争させるといような議論を進めていただきたい。また、光ファイバーのみならず無線通信も含めた基盤の在り方で考えていただきたい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	活用面では、ブロードバンド基盤の広域な同時性によるメリットを最大限に活用するための障壁を取り払い、サービス提供の自由化の観点でも考えていただきたい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
-------	----

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	●ユーザが光ブロードバンドを利用するメリットを実感できるようなサービスを充実させる方が先ではないか。 一昔前の「箱物行政」のような雰囲気強く感じる。 サービスの充実具合を見極めながらユーザの意向に沿って光化を進めるべきではないか
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
-------	----

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	社会インフラコストの観点から地域間格差は容認すべきである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	国際社会における技術、営業での競争力を第一に考えた上で、国内での公正競争を行うことが、国家政策と考えます。長期戦略から、NTTを弱体化することは得策ではない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	関西経済連合会
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	1. 今や超高速ブロードバンドは、経済、産業、行政など社会全体の効率性、利便性を飛躍的に向上させるものであり、豊かな国民生活の実現やグローバル競争下における日本の国際競争力を確保する上で、欠くことのできない重要な社会インフラ基盤である。 2. 我が国の超高速ブロードバンド環境は、インフラ整備面(エリアカバー率、通信速度、料金)において世界最高水準にあり、利用率の向上に向けては、更なる料金の低廉化を図ることだけではなく、行政・医療・教育部門等での規制改革や多様なアイデアによる魅力的なサービスの開発・提供によるICTの利活用促進が重要である。 3. 現在、関西では、通信会社や電力系通信会社、CATV会社などにおいて各社の創意工夫や経営努力に基づき、設備・サービス両面における健全かつ公正な競争環境が構築されており、近畿総合通信局の調べでは、FTTHのアクセスサービスの加入者数がわずかにこの2年間で、27.9%から33.3%に11.4ポイントも上昇している。これらの状況の下、NTTの組織形態の在り方(アクセス網の在り方)については、十分な議論を行い、国民のコンセンサスを得た上で結論を出すべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	全国均一サービスのありかたの議論も必要であるが、当面「電力線搬送」のような技術でカバーすることとし、その為の終端機などは公費負担としてはどうか。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTはインフラ整備に専念する。つまり「高速道路」の建設を担当し、その利用方法は民間の競争体制をとる。元々、設備負担金、公債そして高い基本料金で資本金を得て来たのだから、国民への還元が必要で、他の民間会社との競争は馴染まない。ある意味で昔の「公社」に戻るのいいのではないかと、電力会社も株式会社組織になって半世紀を越えるが、独占のお役所体質は変わっていない。通信(NTT)も同じ轍を踏んではならない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	残り10%の未整備エリアは、おそらく過疎地域で、高齢な方が多い地域だと思います。そんな地域で超高速ブロードバンドサービスが必要だとは思われませんし、費用対効果を考えると、超高速でなく、なんらかのブロードバンドサービスができればよいと思います。 また、このような地域に対する税金の使い方は、もっと別の観点(独居老人対策や老人福祉)で考えてほしいです。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアとはどこか？ 多くの利用を見込めない過疎地であれば、国費を投じて整備していく必要はないと思われる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	ユーザーから見ると低廉な料金というのは一見よさそうに思うが、公正競争となるのか？ 他の思惑がある様に感じられる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。	基盤整備エリアは利用が見込まれるところから整備・普及してきたと思うが、現状、未整備になっているエリアは利用が少ないと考えられるところであり、そういうところは電話や携帯電話で十分と考えてる方が多いのではないのでしょうか。私自身も普段は電話と携帯電話があれば十分だと思っていますし、最近では技術進歩も発展しており、私のような年配者でも使える便利な端末も出ていますし、インターネットなども無線ででき、CATVなど多様な通信手段がありますので、財政の厳しい国費を使ってやるというなら、まだ未整備のエリアの方々からアンケートを取るなどして意見収集を行って本当にそのエリアの人が必要としているかを見極めてからにすべきだと思います。折角、整備エリアにしても利用率が上がらないということでは無駄な投資をしたことになってしまいます。必要最小限かつ効果的なお金の使い方を考えていただきたいと思います。
2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を 向上させるためには、低 廉な料金で利用可能と なるように、事業者間の 公正競争を一層活性化 することが適当と考えら れるが、NTTの組織形 態の在り方も含め、この 点についてどのように 考えるか。	前段でも述べさせていただきましたが、必要なところにだけ基盤整備を行うべきであり、不必要なところにも行っているから利用率が上がらないのではないのでしょうか。基盤整備してしまったから利用率を上げなければいけないというふうにはしか考えられません。しかし、すでに基盤整備してしまったところは無駄にしないためにも、利用率の向上を図らなければならないと思いますが、料金だけでなく、国民のニーズに合った、特に私のような年配者も簡単かつ日常的に利用できる様々なサービスが必要で、そのための政策的な取組みを期待いたします。 また、光への移行については、電話のみで十分という年配者も多く、そういった家庭の配線や電話機の取替といった余計な経済的な負担につながるものが懸念されますので、国民の利用実態について時間をかけて十分に把握し、慎重な対応をお願いします。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	社団法人 関西経済同友会
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	1、超高速ブロードバンド環境は、企業活力増強はもとより、快適な社会の実現に資する重要な基盤である。そして、今後ますます激化するグローバル競争環境下において、イノベーションを創出し、わが国の競争力向上の源泉といっても過言ではない。 さらに、超高速ブロードバンドサービスをはじめ、ICT は最早、経済・産業活動のインフラとして深く浸透しており、利用率を向上するためにも、料金の低廉化を図る以上に、今後は民間の多様なアイデアによる利活用促進が求められる。 まず、国は、利活用促進の重点分野である医療、教育、行政等において、縦割り行政を改めた上で、必要な規制改革を行い、様々な企業の ICT ビジネスへの参入機会を創出するとともに、サービス開発競争を一層活発化させるべきである。 また、国際競争の観点からも、競争領域はインフラではなく、サービス分野に世界的にシフトしている。Google、Twitter、SNS や iPad などを活用した多彩なサービスは全て米国発で、これらを鑑みても、わが国はサービス創造で立ち遅れていることは正直否めない。国内に閉じられた政策を論じている状況ではない。 政府が6月に閣議決定した、新成長戦略にも明記されているとおり、情報通信技術(ICT)の利活用促進は焦眉の急となっている。ICT は、あらゆる産業分野に対する連関を形成しており、通信政策という観点ではなく、わが国の持続的成長に向けた、産業政策全般として捉えるべきである。 2、<u>超高速ブロードバンド環境(エリアカバー率、速度、料金)における国際比較では、わが国は世界最高水準であることは周</u>

知の事実である。これらを実現したのが、民間活力であること
はいうまでもない。これまで、「官から民へ」と構造改革の大号
令の下、民主導で経済産業の発展を実現させてきた歴史に
逆行するものであってはならない。

各企業が、これまで自助努力で築き上げてきた企業資産
を、企業の責任において利活用していくことが経済原理の観
点からも最も有効であり、現行の競争政策スキームを推進さ
せるべきである。

- 3、我々関西経済同友会の活動基盤である関西の経済・社会生活に悪影響をきたすものであってはならない。関西地域では、すでに通信会社、電力会社、CATV 会社が適正に競争を
繰り広げて光の普及に努めており、改めて競争の枠組みを変更
する必要は無いと考える。

従って、今後、利用率を向上させるためには、魅力ある多彩なサービスの創出が必須であり、特定の事業者の構造的
問題ではないと考える。

さらに、昨今、通信手段はモバイルだけで十分機能を果たすとし、特に若年層を中心に、アナログ回線はもとより、光ファイバー回線を必要としない人が増加している状況でもある中、一方的に選択肢を限定するのではなく、国民が、多様なサービス(通信手段)を自由に選択できる環境を整備することが、民主主義国家運営であろう。

- 4、最後に、企業の経営意思を尊重するとともに、株主(ステークホルダー)の利益を棄損しないようすべきであり、十分な情報開示と利用者である国民のコンセンサスの醸成を図るよう
すべきである。

以 上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	神姫バス株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	光化を促進することで、企業活動や住民生活に好影響があり、地域経済が活性化することは、大変ありがたいことである。 ただ、設備を整えるということだけでなく、もう少し官民一体で実際の利用形態を議論し、ユーザーニーズに沿って整備していくべきであると考えます。 仮に2015年までに光を整備する方向で強引に進めると、利用意向のない人も含めて対応が必要となり、想定していないものを含め様々なコストが利用者の負担となっていくのではないかと危惧しているところである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	地場産業の育成の観点から考えると、情報通信業界にも大企業もあれば、中小企業もあり、それらが相互連携して、地場産業が活発化できる。インフラ構築を国が後押しするNTT公団に限定するのではなく、地場産業の担い手である中小企業を市場に参画できるようにして欲しい。 地場産業の活発化が図れてこそ、地域主権の実現ができると考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社東電通 松山支店 1
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	ブロードバンドサービスの提供には「光網」の構築が必要、サービス提供する企業は第一種通信事業者が展開しており、企業の収支上、利用の極端に少ない地域は(離島、山村、絶対集落等)、未整備エリアとして整備されないと思う。企業が入れない地域は、自治体がメタ網を使ったサービス(ADSL)提供をすればいい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	現在、NTT及び、地域事業者(電力系・CATV系)がサービスを提供、価格もそれぞれ利用形態により異なっている。利用者として利用形態・価格を比較しサービスの提供内容・価格により事業者を選んでいる。 事業者間には競争原理が働いており、NTTも価格競争に突入している。電話は大半携帯の世界に入っており、ブロードバンドも携帯事業同様に第一種事業者間の競争が進んでいる。NTTの組織形態(東西)のままでいいと感じる。 今NTTは厳しい現状(電話収入は壊滅的打撃)の中頑張っていると思う。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社東電通 松山支店 2
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	不公平感をなくすのであれば100%という目標は達成すべきであると思う。しかしその基盤整備による利用者への負担があるのであれば、利用者もあまり望まないと思う。利用者へ強制的になるような整備はあまり使う側としては望まないのではないかな。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	日本全国に張り巡らされているNTTの通信網の利点を利用することにより、各事業者の設備投資への負担を軽減し安価に利用者への提供ができるのではないかな。電気・ガス等も光ケーブルを敷設しているが、各事業者で2重3重に光ケーブルを張り巡らせるというのでもいいが、共同利用することによりコストダウンを考えるのも利用者への低廉な料金で利用可能というものの実現に近づけることができるのではないかな。携帯等のアンテナも利用できるように組織や設備を考えるのもいいのではないかな。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社東電通 松島支店 3
-------	----------------

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド=光化と思われがちですが、国内に沢山のルーラルエリアがある実態であり、このようなエリアへの光化設備投資は今の世の中の的には抑制しながら、ADSL(メタル伝送方式)によるブロードバンド基盤構築を考えていくことも必要と考えます。将来、このようなルーラルエリアで利用要求されるブロードバンドサービスメニューが出る時点まで設備投資抑制する。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	東証、大証の上場企業数千社余りは殆どが全国に跨る情報通信ネットワークをもっており、各企業の情報通信システムに要求されるサービス・技術グレードは東日本、西日本ともに同水準のレベルであることから、ネットワーク構築についても全国事業展開している工事会社が技術担保する必要があります。 工事会社の目線から各事業者を横並びに視た場合、事業収支改善を優先的に考慮している事業者の工事単金は原状では低廉化されており、これ以上低廉化した場合、工事品質が担保できないと考えられます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社東電通 松山支店 4
-------	----------------

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	山間・離島含む未整備エリアに光インフラを整備していく方向性は理解できるが、一時期に全面整備することの必要性・メリットが見えない。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの利用率向上はハード面の整備ではなく、サービル・コンテンツの問題であり、その開発を促すことである。 NTTの市場支配率を低下させることが普及に向けての第一命題ではない。 今回の議論のポイントは、「設備投資」をしたくない事業者の論理が大きく影響している

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社東電通 松山支店 5
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速BBに限らず、ある地域ではサービスを受けることが可能であるのに別の地域では受けることができないという課題を解消することは必要。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用率の向上＝生活するために必要不可欠なものとの認識があるが果たして現在サービスはそういうものであるのか？高齢者などの年金受給者がお金を払ってまで求めるものがあるのか？公正競争の活性化とあるがただ単に「安さ」の追求だけに走っていないか？国民も本当に必要なものであればお金を出してでも利用するはず。その必要性が薄いため「安さ」のみ全面に出す施策を検討しているように見える。またNTTのような大組織に対して現在の政府がメスを入れれるとは思えない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	喜勝印刷 株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	●情報通信業界には大企業もあれば中小企業もある。これらが相互連携してこそ地場産業が活性化すると思う。「光の道」の推進にあたっては、地場産業の担い手である中小企業も市場に参画できるようにして欲しい。 地場産業の活性化を図ることが地域主権の実現にもつながるのではないかな。 ●インフラ整備率が90%であるにも関わらず、サービス利用率が30%というのは、魅力があり使いやすいサービスが提供されていないからだと思う。利用率が上がらなければ、いくら基盤を整備しても意味がないのではないかな。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	●政策実現にあたって、後々になって国民負担となり料金が上がることはないのか。国民負担となることには反対である。 ●サービスの充実とか新サービスの開発等は、あくまでユーザの意向が主体であり、国民目線にあった国民が望み納得のあるものにすべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	有限会社 富士電話サービス
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・地域活性化にあつて、ICT 活用は必要だと思います。 ・しかしながら、未整備エリアの基盤整備のため必要となる費用が利用しない人を含めた地域住民もしくは国民負担となることは受益者負担の原則からも反対です。 ・仮に国主導で行うとしても、まずは全員が受益者となりえるよう、地域自治体と住民の間で超高速ブロードバンド基盤の利活用を促進する利用方法の検討・充実等を行うことをまず行って、本当に地域住民にとって必要となるものを作り上げた後に基盤整備の方法を検討することがよいと思います。 ・本当によいものであれば自然に利用の声は上がり、事業者主導でも、光のサービスエリアは拡大されるものと考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・利用者としては様々なサービスの選択肢が広がることは望ましいと思います。 ・そのためには設備や技術の導入・採用の段階から、様々な企業が自由競争の中で創意工夫・切磋琢磨し、良いサービスが低廉な料金で生み出されるものと考えます。 また、企業間の競争で利用者が低廉な料金で利用出来ることは良いと思いますが、航空業界のように国の関与で競争環境が歪められ、利用者の利便が損なわれ、税金まで投入するようなことが情報通信業界で起こってしまったのは、本末転倒であり、国の役割としては、光の利活用を妨げる様々な規制の見直しを検討・実行することが、国民の利用率向上に向けた重要な取り組みだと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	電気通信事業に競争を取り入れた経緯から、国はレギュレーションに関わる部分での機能の占める割合が大きいと理解しています。また、ブロードバンド化の動きは全て競争原理を持ち込んでからの出来事であると考えます。効率のいい市場が一巡して最終の市場（効率の悪いところ）に向かい、更に乗り出そうとする事業者は、投資効果が低いこと及び需要の喚起が困難なことから大きなリスクを覚悟することとなります。今後のマイグレーションの考え方を含め事業者の投資環境のリスク軽減がポイントであり、また、各々の事業者がリスク覚悟で進めてきた投資の下地を尊重することがポイントと考えます。どこで、とか、だれが、とかで投資枠や実現期間が極端に変化するなどということは、長年培ってきたインフラのノウハウを軽視することにもなりかねず、慎重な判断が必要と考えます。以上から、アクセス分離には反対です。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	ブロードバンドへの投資、とりわけ光への投資を身を削る思いで続けてきた事業者と、他人事のようにしてきた事業者が、これからの利用率を上げるために生じる不公平感、つまり、努力の積み重ねが尊重されないような進め方は避けなければならないと考えます。国のインフラと呼ばれるサービスを受け持つ事業者には、国民保護計画が作られた時も感じましたが、企業の生存領域とする事業のど真ん中を、市民の生命と財産を守るためどこまで貢献してもらえるのかがポイントと考えます。我々市民はサービスの提供を受けているのです。命がけでインフラに関わるサービスを提供し続ける事業者、例えば、リーディングカンパニーと呼ばれる事業者の組織をいたずらに分割したり、いじったりして国際競争力を削ぐことには早々に決別していただきたい。エネルギーや通信・情報の分野では、国際競争でNo.1を勝ち取って初めて、日本の多くの企業で働く人の努力が日の目を見るのだと考えます。以上から、アクセス分離には反対です。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	NTTは民営化以降、新たな通信事業者が参入し熾烈なサービス競争を強いられ、メタルから光への事業構造転換、更には今日の超高速ブロードバンド基盤の構築では採算面で厳しい中にあっても、主体的に整備してきているとブロードバンドを利用している1ユーザーとして理解しています。自前設備を持つ電力系の事業者も同様であります。特筆すべきはソフトバンクのように採算の合う端末系のところだけで商売しているところは基盤の構築では真の競争相手としては問題外であろうと思います。未整備エリア10%が日本のエリアの半分を占める整備には国が責任を持って後押しすることが絶対であると主張します。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの利用率向上は事業者間の競争を活性化することで上がるとは思いません。ブロードバンド基盤である光ファイバーは90%整備されているのです。普及していないのは生活に直結した使い易いサービスができあがっていないからです。利用率の向上とNTTの組織形態のあり方が関連して議論されますが全く関係ないと思います。他国と比べて格段に遅れている医療、福祉、教育といった国民生活に密着したサービスを国が責任を持って地域行政に下ろして展開すれば、おのずと利用が促進され料金の低廉化が進みます。合わせて新たな雇用も創出されます。NTTの分離・分割は返ってサービスの低下を招くだけで結局は国民が振り回され、最後にそのつけを負わされることになるかと危惧されます。よって、NTT の分離・分割には断固反対します。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	団体
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	事業者間の公正な競争環境を整備・促進してきたことで、90%のエリアに超高速ブロードバンド基盤を整備できたことは評価できます。 但し、残りの10%の整備に当たって、民間事業者主導・あるいは公的支援の活用といった、整備方法の議論が進められていますが、具体的な仕組みが示されていません。 公共性の高いサービスの普及に当たっては、現行制度では採算地域のみを提供する事業者と、不採算地域まで提供する事業者の公平性を担保するモデルを導入することが出来ていないと考えます。 来整備地域が不採算地域となるなら、具体的な公的支援のモデルを政府として議論する必要があると思います。 なお、いずれの方法で整備するとしても、利用者への負担が増すことのないよう利用者負担の観点も論点に加え、議論を進めていただきたいと考えております。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	公正競争の活性化を推進することは必要な取組みだと考えております。 しかし、それに加え、新たなサービスや利用シーンを創出できるような規制緩和等の環境整備の必要性を感じております。 従来の電話時代の競争政策の枠組みを見直し、ICT時代、固定・携帯無線サービスの融合、通信・放送の融合時代や家電機器のICT化、環境エネルギー・スマートグリッド化を展開する通信インフラ基盤の将来のあり方等の直面する課題に対応した規制緩和やルール化の議論が必要と考えます。 NTTの組織形態の議論についても、公正競争の観点での議論も必要ですが、上記の課題への将来的対応と役割を担う企業として、今後の通信業界の発展・グローバル化を促進するためにも新たなサービス創出の活性化を促すような仕組みの議論も必要だと考えております。 通信業界の発展が、経済全体の発展につながるような議論を期待しております。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	1. まず、2015年、後5年で100%にもっていく構想であるが、地方における工事量の多さと、完成後の収益の予想から大変、難しい課題。 2. 全国一律にブロードバンド化をこの5年で実施ことは、困難であり、各自治体等の方針と調和させ実施が必要。 3. 地域の活動方針があるはずであり、それと合せて個々に実施計画を立案が必要。 4. 総務省は地方の実態を確認してほしい。地方には、携帯系が活用できるはずである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	(前提) 現在、私は年金と一部アルバイトで生活をしております。光電話、光TV、インターネット、e-mailを使っています。 (利用率を向上させるための方法) 1. 現在の生活から利用率向上は、低廉な料金の必要性は基本的な問題ではなく、今以上利用するためには、新聞の情報と市役所からの情報でICTを使うことです。現在、TV、通信代は問題の金額でない。 2. 新聞は2誌であり約8,000円を使っており、ICT化が可能な金額です。市役所のICT化を総務省は指導すべきです。(自治省へ指導して下さい) 3. NTTの組織形態とはまったく関係なく、このままで良いと思います。新聞社、市役所のあり方の論議必要。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	情報社会の進展に伴ってブロードバンドネットワークを活用した高度なサービスを利用できることがすべてに国民に必要であり、未整備エリアが過疎地で高齢化することを考えると遠隔医療などが可能なネットワークの整備は必要であり、高速インターネットアクセスのユニバーサルサービス化に向けて進むことが必要である。しかし、遠距離で小ユーザ数の広範な地域を低コストで整備することは事業者にとっては極めて困難であり、それを克服する政策が必要となる。その政策としては(1)過疎地に適する無線アクセスとその基地局を接続する光ファイバを組み合わせ、その地域にマッチしたネットワークを構築できる環境を整備する、(2)基地局やファイバ敷設の設備投資を削減できるルートやスペースの提供者に何らかの補助を行う、(3)一定条件の過疎地へのネットワーク整備を行う業者については低利融資を行う、(4)整備した過疎地域のネットワーク利活用を高めるために遠隔医療の保険適用や、地域行政サービスのICT化を早急に促進させる、などの政策を進めることが必要である。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	ブロードバンドネットワークの利用率が先進国の中で低いことは各種のデータで明らかである。しかしその原因が料金にあるとする判断は誤りである。我が国のブロードバンド料金は世界で最も低廉であり、FTTHのユーザ数でも世界を先導している。それをさらに低廉にするためにNTT組織形態の変更を考えるのは間違った政策である。高速ブロードバンドの利用率向上を妨げているのはサービスの提供の壁となっている様々な規制や法律であり、またそれらが、複数の省庁の管轄にあり、省庁の連携が進まない縦割り行政の壁が立ちはだかっているからである。医療、教育、行政サービス、交通、災害対策、などにおいて積極的にICTを活用するには様々な既存の制度、規制、法律を情報社会に適合する形態に変革する必要がある、それを関係する省庁が連携して進めることが必須である。利用率の高い国の制度や規制を調査すればそれらが明らかになろう。日本の今後の高齢化、人口減少、グリーン化に対応し、欧米先進国にも勝る高度な社会環境を整備するにはICTの利活用に適する制度を整備することは国家として最も重要であり、NTT経営形態の問題にすり替えることは我が国の将来にとって重大な誤りである。 ICTは2010年代にクラウドや新世代ネットワークの技術革新

	によって大きなパラダイムシフトが生じることは確実であり、米国、EU は大きな公的助成金を産学に提供しパラダイムシフトに向けた研究開発を推進しており、ここで日本が研究開発やそのビジネス化で後れをとれば、我が国の ICT 産業はもはやワールドビジネスで生き残ることはできず、日本は大きな経済基盤と雇用力を失う恐れが強い。日本の国からの研究開発投資比率は欧米に比べて相当低く、我が国の財政状況から今後さらに低下する恐れが強い。一方、ICT ベンダの多くは厳しい国際ビジネス競争で長期的研究開発投資の余裕はない。したがって、NTT の研究開発力の弱体化は我が国の長期的 ICT 研究開発力にとって重大なネガティブ要因となる。さらに世界の通信事業は統合に向かっており、公正競争の環境は保持しなければならないが、細分割化は国家の弱体化につながる誤った判断である。 日本の ICT 産業の強化、産学の研究開発力の強化、高度な ICT 基盤の利活用を促進する制度・規制・法律の整備は我が国にとって最も重要な政策であり、産学官が一体になって取り組むべき課題であり、現政権による強力な取り組みを期待したい。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	明正電設株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	私たち通信建設業者は、現在、IRU工事に従事しております。この工事地域は都市部と異なり困難な工事が多く稼働や工期の調整に苦慮しております。いわゆる「残り10%の未整備エリア」は更に山間僻地や島嶼部が多く、地域単位で一斉に工事するとしたら、短期間に大量の稼働確保が必要になると予想されます。また、仮に出来たとしてもその後の継続的な雇用の維持が非常に難しいと思われます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	私たちは、通信工事を通じて直接お客様と接しておりますが、お客様の中には、現在のメタル回線で充分満足されている方も多く、全て光化することが押し付けにならないか、戸惑いを感じております。お客様が求めているのは何か、光化の目的は何なのか、あるいは、光で何が出来るのかももう少し時間をかけてお客様に理解をしていただけるよう議論を深めるべきではないかと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
-------	----

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。	基盤整備(インフラ整備率90%→100%)に関する意見 ① 基盤整備は、コストをかければ達成できるものであり、NTTの試算では1.5兆円で可能との資料もあるが、コストパフォーマンスで考えた場合、基盤未整備エリアには超高速ブロードバンドの需要・必要性が、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも存在しないと考えている。 ② 基盤整備コストを、総務省の光の道基本的方向性では、IRUに基づく公設民営方式の活用等による整備としているが、この方式は国の支援で地方公共団体等がインフラを設置し、民間業者がサービスを運営する方式と理解しており、既存の通信事業者の他に新たなインフラ整備事業者の必要性が分かりにくいと考えている。 ③ 国の支援ということは、投資コストを政府保証債等で調達するのであれば、コスト負担の肩代わりを国家財政がすることとなり、納税者の国民に重いツケがかかることとなり、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも必要性の少ない基盤未整備エリアでは、そこまでしてのインフラ整備率90%→100%を望んでいないと考えている。 ④ また、公設民営方式では、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも必要性の少ない基盤未整備のルーラルエリアでの基盤整備事業者によるインフラ整備の優先度は低く、2015年度までの基盤整備の困難性はあると考えている。 2015年の目標についても、2009年末の「ICTと地域分野の成長戦略〈原口ビジョン〉で、2020年までにすべての世帯でブロードバンドサービスの利用実現」としていたのを、なぜ急に目標を2015年にし、併せてNTT民営化の検証・総括なく経営形態の見直しを急ごうとするのかの説明がたりないように考えている。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用促進(サービス加入率30%→100%)に関する意見。 ① 利用促進は、利用料金や年代・地域にマッチした新しいサービスを提供するなどで解決できる問題ではなく、年代やネット端末機器の有無などが大きな問題と考えている。 ② 現在、超高速ブロードバンドの利用率30%は、生活実態や生活感覚に直結した使いやすいサービスが少なく、また国民も必要としていないことに起因すると考える。 例えば、確定申告などはPCに慣れた者でも扱いにくいソフトになっているし、税務署に行けば、アシスタントが目の前でデータ投入してくれている。過渡期の措置とは言え、確定申告ソフトの使いやすさがあつての利用率向上と考えている。 ③ 新プラットフォーム(新しいハードやサービス)がでても、購入費用の問題・使い慣れ不足・既設代替えあり等で各々が解決しており、超高速ブロードバンドの利用促進が伸び悩んでいると考える。いわゆる、キラーアプリケーションがないと考えている ④ しかし、その解決を、総務省の光の道基本的方向性では、公正競争促進による料金低下や医療・教育・行政などの規制緩和やNTT東西でのアクセス規制緩和などで利用促進をしているが、NTT東西でのアクセス規制緩和は、自らの負担でインフラ整備をしてきたNTT等は、過去の時間とコストが経営デメリットとなり、自らインフラ整備していない事業者は、IRU方式により保護された新規参入のメリットがあると考えられるので、このようなトレードオフの問題整理を優先すべきと考えている。 ⑤ このように、立場の違いでメリット・デメリットが混在するトレードオフの場合は、選択肢のすべてのメリット・デメリットを考慮する必要があるが、今までの政府と与党(自民・公明)で2010年度にNTTの経営形態の見直しを行うという、原点にもどった検証・総括が、民主党政権で白紙撤回となり、十分な検証・総括はされなくなったと考えている。そのためトレードオフの解決やNTTの組織形態の在り方は、この検証・総括で行い結論を得るべきと考えている。 いきなりNTT東西でのアクセス規制緩和ありきで議論すべきではないと考えている。
---	--

付記	① 上記1&2の意見は、私が関係する「生涯学習講座」や「自治会」や「通信事業会社OB会」などでの、日常生活での超高速ブロードバンドの必要有無も踏まえた多数の意見と考えている。 ② 人口統計で30%強を占める65歳以上の国民の生活感覚からの意見として、納税したお金の使用で、公設民営方式等による超高速ブロードバンドのインフラ整備率90%→100%やサービス加入率30%→100%を強いるは次の理由でやや問題ありと考えている。 理由 情報の取集・商品の購買・行政への手続き等をすべてをネットに誘導するのではなく、年代に合ったフォロー、例えばFAXでも可能などの配慮も推進するのが最低不幸社会の実現の一つだと考える。 ③ 今必要なのは、ネットが国民の各年代や各地域にすべてが使いこなせる教育・研修の徹底と考えている。それができあがったの、超高速ブロードバンド基盤100%と利用100%の順と考えている。
----	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	意見公募は、光の道を一本化することを既定のこととして、それに対する意見を求めているようですが、本当に一本化が絶対なののでしょうか。一本化が唯一無二の方策なののでしょうか。そのことの議論、論証はつくされているのでしょうか。交通では、道路、船、航空機等が競争して、人や荷物を運ぶことにそれぞれ得意の分野又は過去培ってきたノウハウを駆使して他者より優位に立とうとすることで全体の効率化が実現しているのではないのでしょうか。無駄な競争も多々あり、個別の事象では不合理がありますが、見えざる手により収斂していく姿が市場競争の社会であるはずです。情報の世界でも同様のことがいえるのではないのでしょうか。アプリケーションの開発を国が引受けるわけにはいかないし、民間で開発を担うとすれば、そのインセンティブの観点からユーザーの困い込みもある程度必要でしょう。競争を妨げない範囲で、開発に関する障害や困い込みによる弊害をより少なくする方策を講じることこそ政府の役割ではないのでしょうか。拙速の結果、取り返しのつかない愚策に迷走することのないよう、望みたいものです。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	音更町
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	従来の公設民営方式は、施設の維持管理に係る自治体の将来的な財政負担が不透明であることから、基盤整備については、国による民間事業者に対する直接的な支援等を含め、あくまでも民間主導による整備を、自治体に負担を生じさせない形で進めるべき。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用率の向上のためには、ブロードバンドが広く生活に密着した存在として位置づけられることが不可欠であると考えるが、採算性の低い条件不利地域はそれらのサービスを享受できずに取り残され、情報格差は拡大する一方である。NTTは、国営企業時代に築いた圧倒的なインフラを有し事業展開をしながら、採算性の低い条件不利地域の解消に対しては消極的である。NTTを含めた民間事業者が、社会的使命として利益追求とは別次元で、ブロードバンドを「公共インフラ」としてあまねく整備できるような環境作り・仕組み作りが必要ではないか。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	光ファイバー敷設でなく、WiMAX などの高速無線通信にすべきと考えます。 理由: ・若者は固定電話を使わず携帯電話のみで生活していることが多く、わざわざ有線を引き込むのに抵抗がある。 ・インターネットに無関心な高齢者が、費用を払って光ファイバーを引き込む必要性が見いだせない。 ・賃貸住宅の場合、有線を引き込むのに大家(家主)の了解を得るのはなかなか困難である。地デジのアンテナ設置でも了解が得られにくいです。 ・電話がそうであったように、有線からいずれ無線に向かうと考えます。光回線を引いても、無線に移れば無駄になります。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	○高速ブロードバンドサービスの利活用が進まず需要が喚起されていない現段階において、ユーザーの意向に関わらず強制的に光へ移行するのは、投資リスクをユーザーに負わせてしまう危険があるとともに、経済合理性の観点からも、まだ十分利用できるメタル回線も無理やり撤去することによってトータルコストを押し上げる要因と危惧する。 のちのちになって、それらのコストが国民負担となるのではないのか。国民負担となることには絶対反対である。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	○高速ブロードバンドの利活用が30%と進退していないにも関わらず、たとえば、2015年といった時期を決めて短期間で一気に光に移行させると決定することは、多くの問題があり、ユーザーに過度の負担を強いることになると考えるので、NTTの在り方を含め慎重に検討する必要があると考える。 ○これまでの「光の道」構想に関する議論については、ややもすると2015年までに光の利用意向のない人を含め、全国民に光を使わせることや、NTTのアクセス部門を分離し光を敷設させるなど、一部の事業者意見に基づく議論が進んでしまっ、ユーザー不在の議論との避難を受ける可能性があると危惧するところである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	現在ブロードバンド基盤の未整備エリアは全所帯の10%であり、数字上では大半の需要を満たしていると考えられるが、残りの地域は島部をはじめ過疎地であり、投資費用は都市部の数十倍と推定されます。今回提案された五カ年で光の道を完成するには投資地域の顧客の需要を考えれば、現状では、莫大な投資と使用されない設備が残るだけの結果と考えられます。換言すれば植物(コンテンツ需要)の無い砂漠に水(金)を撒くようなものと考えます。施設の地域の光の利用率の低さの原因は二つ考えられ、1)は既設電話料金と光の電話料金の高さの差額。2)は顧客の必要とするサービスがないことです。 電電公社民営化後の現状を見ると、固定電話においては競争相手の会社は今では当時想定した顧客メリットへの対応策は何も無く、携帯電話でのみ競争し顧客メリットを提示している状態であり、特に光ケーブルの敷設に殆んど無関心で、どれだけ投資しているかも不明であることは不可思議である。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの利用率の低さは前項にも記述したが、コンテンツの開発そのものに掛かっていることは言を待たない。携帯電話のコンテンツを見れば判るとおり毎日のように各社が競って開発し、其の量とスピードは驚くべきものがある。この原因はあくまで開発した会社には利益があるからである。一方光のブロードバンドのコンテンツは競争体制に無く、光投資は政府方針で元電電公社が主に施工、競争会社は殆ど投資をしていない。競争会社では光を使用するブロードバンドコンテンツがあるとしても、自前投資は利益に結びつかないので、利益に見合う安い料金でNTTから借りようとし、それが思うようにいかないと止めて置くとの姿がありありであり、政府方針もこれを何故か容認しているようでもある。一方NTTも競争の無い固定電話に安住し、携帯電話のような競争体制にも無いことから開発に力が入らないのは‘むべなるかな’である。要は投資と競争、是がばらばらな方法で行われ、競争があらゆる発展の基礎である中に不平等の石ころが転がっているのが利用率を妨げている主たる原因であると考えます。又電気通信の基本である線路伝送(局外)技術と交換(局内)技術を分離し光促進組織を別途考えているのは、何のためなのか理解しがたい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドを誰でも利用可能にするため、エリアの拡大努力は怠るべきではないと考えるが、残された10%は対象エリア的にも広いと思われ、完全(100%)カバーを実現するためには膨大なコストがかかるかと推測されます。その基盤整備については、発生する需要の下、事業者の経営判断に基づいて進められるべきものと考えます。 従って、期限を区切って100%を目ざすというような非現実的な方策は取るべきではないと考えます。 また、実現手段についても、経済合理性の観点から『光ケーブル』に限定することなく、多様な方法をやはり事業者の判断で進められるようにするべきであると考えます。 真に取り組むべきは、残りの10%の整備ではなく、超高速ブロードバンドの利用活性化であり、利用ニーズが高まれば、自然と基盤整備も進むと考えます。そのために、行政サービス、医療、教育分野などで利活用を阻害していると要因を取り除き、ICTの高度利活用推進にこそ注力すべきであると考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用者の立場としては、利用し易い、より低廉な料金を目指していただくことに全く異論はありませんが、『光の道』構想の中で議論されているところの「事業者間の公正競争」、「NTTの組織形態」についての論点については、大きな違和感を覚えます。利用者あるいは国にとってどうかという視点がないからであります。生い立ちの違う各事業者が、自社の都合の良い方に国策を誘導せんがための議論にしか見えません。 利用者としては、ワンストップで全て面倒を見ていただけるサービス体制を望んでおり、NTTを分離したり、分割したりすることに全くメリットを感じません。むしろ、心配するのは、内輪の競争に明け暮れることにより、国際的なサービス競争に負けてしまうのではないかとことです。それこそ、国益を損ねることになってしまいます。 敢えて、「アクセス会社」分離論について言及すれば、自らの経営判断により設備構築し、サービス提供するという健全な競争環境が失われることになります。それこそ、アクセス会社は1社独占となりますが、投資インセンティブはあるのでしょうか？結局未稼働のアクセス設備があちこちにできてしまいそうです。 1項と同様のこととなりますが、用は利用者が使いたくなるようなサービスが沢山出てこないことには利用率はあがりません。いくら立派なアクセス設備が整備されても利用者は増えません。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	光化は進めてもらいたいですが、端末機器の取替えによる負担増や利用料金等が現状と同程度となるか心配。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	今日ブロードバンドの普及は、めざましものがあり、多種多様なサービスが、提供されている。だが、反面「光網」の未整備地域については、同じサービスが受けられないのも現状である。 国の方針として「光の道」構想とするのであれば、国民みんなが同じサービスを受けられる様、企業に働きかけるべきである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	我々は、日々現場で作業を行っているが、NTTは、「光網」「メタル網」等、自社で設備投資運営している。昨今、公正競争の活性化で、通信サービス利用料金が下がっている。これでは、設備投資運営を行っている企業は、厳しい状況になる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	特段の意見はありません。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	○事業者間競争によって超高速ブロードバンドが安く利用できても、後になって、また結果的に何らかの形で我々に負担させられるようなことには反対です。 ○我々が光ブロードバンドを利用するメリットを実感できるようなサービスを充実させながら、我々お客の意向に沿って光化を進めていくべきと考えます。 ○ソフトバンク社長のように1社のみの利害を優先するようなやり方、考え方には納得できません。 あくまで、同じ土俵での公正な競争を切望します。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア（10%の世帯）について、基盤整備を100%にすることは膨大なコストを要することとなり、また、不採算エリアであることを考えると、民間事業者の競争による整備は実現不可能である。 ・コスト低減施策として、技術的には無線ブロードバンドの利用など、光ファイバとの組合せによる低減施策を考えることは当然であるが、基盤整備を加速させるために公的支援策を取り入れるなど民間事業者のインセンティブが働く仕組みやIRU方式の仕組みを取り入れることが必要である。 ・例えば、創設費については自治体などと連携して公費を投入することはもちろんであるが、圧縮記帳を認めたり、設備の償却期間に応じて6年から10年間の固定資産税の優遇措置を設けるなどして通信事業者の後年度負担も少なくなるようなことも考えるべきではないか。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	【利用率向上について】 ・超高速ブロードバンドの利用率については、30%にとどまっているとのことであるが、日本のブロードバンドの料金は既に世界一安い料金になっており、料金の低廉化が利用率の向上に直接結びつくとは考えにくい。また、事業者間の公正競争も十分機能していると思われる。 ・利用率の向上のためには、行政等の分野におけるICTの利活用の推進が一義的には重要であるが、キーボードによるインターフェースの入力端末の限界もあり、タッチパネル入力の端末の普及と簡易な入力スタイルを普及させるなど、メーカーの努力も必要である。(i-PADがお年寄りには好評であるとの話がある) 【NTTの組織形態について】 ・ブロードバンドの利用率を向上させるという目的のために、NTTの組織形態を見直すという考え方は、直接結びつくものではない。 多くの国民には、むしろ、NTT東西会社、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモでさえ混乱を招いており、一つであった方が利用者のメリットが享受できると考えている人が多い。 ・グローバル競争への対応の観点からは、クラウドコンピューティング

	時代に入った今、通信事業だけを切離しての国際競争はあり得なく、コンテンツ、データセンタなどを含めた、情報通信サービス事業を意識した競争体制が必要であり、事業者もより一体化した組織体制が望まれる。 【アクセス網保有部門の在り方】 ・アクセス網保有部門をNTT東西から分離するとの考え方については、これはかえって非効率であり、国民の利益には繋がらないと考える。 光ケーブルの伸張に併せメタルケーブルの縮退を考慮しないとイケない。 ・アクセス網保有会社では、光ケーブルのみに資源配分を行いメタルケーブルについては放置せざるえない経営環境となることも予想される。利用していないメタルケーブルの撤去を戦略的に実施していかないと地下設備の有効利用ができなくなったり、架空設備が街の景観を損ねることになりかねない。また、アクセス設備はケーブルとその付属構成物だけでなく、RSBMなどの集線装置もあり、これらの監視制御も鑑みるとネットワーク設備と切り離すことは不合理ともいえる。
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ドコモ・ドットコム
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	弊社は、モバイルの有効な活用法をコンテンツプロバイダー様に、運営するサイトの収益向上のための施策をご提案するコンサルティングサービスを業としております。今回の意見募集につきまして、弊社のコンサルティング事業者としての立場から、意見を提出させていただきます。 日本のモバイルコンテンツ市場は世界に類を見ない発展を遂げてきましたが、これには多様なコンテンツプロバイダーによるコンテンツの充実が大きな役割を果たしてきたと考えられます。コンテンツの充実がユーザのコンテンツ利用を促進するとともにユーザを増加させ、そのことが更にコンテンツプロバイダーの新規参入を促し、コンテンツを充実させる、といった好循環を生んできました。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	今般検討を進めておられる、未整備地域へのブロードバンド基盤整備やブロードバンドの利用促進に関しても、上述のような好循環を作り出すことが有用であると考えます。 ブロードバンド未整備地域の多くは、交通が不便であったり、住民の高齢化が進んでいたりという問題を抱えています。このような地域においては、行政サービス等の電子化やコミュニケーション手段の利便性向上等の潜在的ニーズは高いと考えられます。このような地域において、例えば行政等が自ら、住民に対して情報を発信したり、「電子パスポート申請」や「電子住民票」などの電子行政サービスを提供すること、機器やサービスの利用方法等について講習を行う等のICTリテラシー支援を行うこと等に取り組むことにより、多くの住民の方々が携帯やブロードバンドを必然的に利用する機会が増えてきます。その結果、すでにコンテンツを利用している方はさらに活用機会が増えますし、使っていなかった方もICTに関するナレッジ・リテラシーが向上すると共に、他のコンテンツの利用を始めるきっかけになり、更に利用が促進されます。それによって、より多様なコンテンツが充実し、住民の利便性が増していくという好循環が期待できます。このようにICTの利活用が促進されることにより、事業ベースでのブロードバンド基盤整備 100%達成も可能になっていくものと考えられます。 これまでICTを利活用しておられない方々に対して行政自らが積極的に利活用のきっかけを提供し、出来るだけ多くの方々に「ICTを利用したい」と思ってもらいたくことが、ブロードバンドの整備を加速することに繋がるのではないかと考えております。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	【量から質への転換 量的基盤整備から質的基盤整備に向けて】 1990 年からの「マルチメディア戦略」や、それに続く「e-Japan 戦略」や「u-Japan 戦略」は、インターネット、ブロードバンド、携帯、デジタル放送、など ICT 基盤の普及を加速し、私たちの国は世界で類を見ない ICT 基盤を有する国となりました。その一方で、ICT 基盤が整備されたあとの先進諸国での経済発展と雇用確保は、<u>「知識サービス産業、知的情報産業」</u>へとシフトの傾向にあります。このような情報や知識産業がグローバル市場で生き残ることは、情報検索サービス、ICT システムやサービス、電子書籍・ジャーナルなどのコンテンツ配信に代表される<u>「知の大競争」</u>に勝ち抜くことを意味しています。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤に代表されるように、これまでの基盤整備は主として、ネットワークやコンピュータの高速化や大容量化など<u>「量的拡大」</u>に重点がありました。しかし、これからは、整備された ICT を活用し、<u>「情報世界における情報サービスの流通や連携を促し、人間・社会で情報サービスが循環する基盤、いわば「質的基盤整備」を加速」</u>する重要であると考えます。 【利用率の向上のための業際認証連携基盤の構築】 超高速ブロードバンドの利用率(約 30%)向上のためには、ICT インフラ整備にとどまることなく、これからの日本を背負う ICT 人材の育成と、知的コンテンツの確保や ICT システムやサービスのイノベーション誘発が不可欠です。 例えば学術分野では、大学間で情報サービス連携するための<u>学術認証フェデレーション基盤</u>の構築が進んでいます。学術認証フェデレーションは、① 個人単位での認証、各種情報サービスを出張先の大学・研究機関・公共施設や自宅等でも手軽に利用できる、② 大学・研究機関が個々に構築・運用してきた各種情報システムやサービスは、学術認証連携により、情報システムを共用・集約する<u>クラウド化</u>が可能となり<u>費用対効果が向上</u>できる、③ 様々な情報サービスを<u>シングルサイ</u>

	<u>ンオン技術 (SSO)</u>により一元化して利用でき、<u>マッシュアップ</u>による複数のサービスの有機的な連携が、特定の情報サービス事業者のみに依存せずオープンな環境によって実現できる、といった特徴があります。 先進諸国における学術研究と高等教育の認証フェデレーションの進展や、認証フェデレーションに、新たに「<u>ブラジルや中国</u>」が参加してくる状況を考慮すると、わが国の<u>コンテンツや ICT サービスが国際市場で流通できる環境</u>の構築を加速する必要があります。しかし欧米に比べると、日本のコンテンツや ICT サービスは圧倒的に貧弱な状況にあります。 先進諸国の学術認証フェデレーションで利用できるコンテンツや情報サービス (SP: Service Provider) は、スイス SWITCHaai : 382、イギリス UK-FAM : 190、アメリカ InCommon : 150 以上、ドイツ DFN-AAI : 60、フィンランド Haka : 65、フランス Fédération Education-Recherche : 54、ノルウェー FEIDE : 50 以上、となっています。 そのため、「ICT の利活用を阻む制度・規制等についての意見募集」においても、超高速ブロードバンド基盤整備とともに、① グローバル ICT 基盤の進展を踏まえ、新たな産官学連携の仕組み、② 大学など教育・研究機関の認証基盤 (IdM Identity Management) の進展を前提とした、産官学連携による情報サービス連携体制、③ 多様な業界を横断した (<u>業際</u>) 情報サービス連携のための <u>ID 属性連携 (i-Japan 2015 など) 基盤</u>を構築することを提案したところです。 上記のとおり、ブロードバンド利用率の向上に向けては、ブロードバンドの質的基盤の整備・拡大・利活用を進めると共に、産官学が「大」連携していくことが、今後重要であると考えます。 以上
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・ブロードバンドのエリアカバーは、光で9割に達しており、既に世界最高水準 ・ブロードバンドへのアクセスは、光に限らず、CATVや無線など多様な手段を総動員することが必要 ・新たに光を敷設するよりも、携帯電話等の無線の超高速ブロードバンド化を図る方がより現実的 ・事業者・自治体のブロードバンド基盤整備を促進するためには、ICTの積極的な利活用が必要 ・無線の超高速ブロードバンド化を促進するために、周波数の更なる有効活用が必要
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	ブロードバンドの利用率は、固定で6割強、携帯で9割強と世界最高水準 ・諸外国と比べ進んでいない行政・教育・医療の分野におけるICTの利活用に向けた政策的な取り組みが必要 ・エンドユーザの超高速インターネット利用に対し、インセンティブを与えて利用を加速させる仕組みが必要 ・電話を前提とした規制から、ブロードバンド・IPを前提とした政策への転換が必要 ・インフラ整備は設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備により補完することが最も経済的 ・設備は既に世界で最も開放されており、これ以上の開放はイノベーションや投資インセンティブを損なう ・ユーザ利便やイノベーション、投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値といった様々な観点からの課題も多く、取るべき選択肢ではない ・アクセス分離は、これまでNTTと設備競争をしてきた電力系・CATV事業者の事業に大きな影響を与えるリスクがある。 ・アクセス分離は、時間とコストがかかり、ブロードバンドの普及をかえって阻害

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社亀山電機
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	弊社はITベンチャーとして創業し、現在に至っているが、「光の道」構想に対して意見を申し上げたい。条件不利地域のブロードバンドインフラ整備にインフラ公団により対応しようという意見があるが、公団化することにより経営のスピード感が欠如し、技術革新のスピードについていけないのではないかと懸念される。結果として国全体のインフラが先端技術から遅れることのないよう、民間企業の競争原理を阻害しないようなやり方とすべきと考える。条件不利地域は、国の補助金を維持した上で、IRU等の仕組みで整備していけば、十分対処可能と思われる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	ブロードバンドインフラを活用して、ビジネスを展開する立場として、意見を申し上げたい。弊社は地方発のITベンチャーとして、地方のみならず、大都市圏への事業拡大を図っているが、その際に、通信サービスが地域によって違いがあることのデメリットの方が大きい。通信事業者を地域毎に分けるのではなく、通信事業者への規制緩和により、全国統一型のサービスを展開してもらうほうが、インフラの上でビジネスを展開する事業者にはメリットが大きく、ブロードバンドの利用率向上にも寄与するものと思われる。ブロードバンドの利用率向上に必要なのは、インフラ議論より、ITベンチャーを支援して育成していくことが肝要であり、その中から世界をリードするような新たなサービスが生まれるものと推察される。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	有光工業株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス化することのみに焦点をあてているが、個人の利用用途として、電話、インターネット含めて、携帯電話との連携は現在では欠かせなく、それを除いて光のみを検討する必要はないと思う。光アクセスだけでなく、ADSL や携帯電話も含めてブロードバンドアクセスを全国民が共有できればよく、必ずしも強引に全世帯を光化し、それをユニバーサルサービスとしなくてもよいのではないかな。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	都市部においては、NTT だけでなく電力系の会社による光化も進んでおりその結果、料金の低廉化も進んでいる。ユニバーサルサービス化することによりせつかくの競争環境から独占的地位に戻る可能性もある。 また、周りの若者はそもそも電話とインターネットを携帯電話だけで実施している方もおり、アクセスラインの光化をユニバーサル化することにも疑問を感じる。 それよりも、携帯電話が端末とネットワークが一体化した販売携帯になっており、魅力的な端末が携帯キャリアが違うというだけで使えないということそのものが利用者にとっての利便性を欠いておりキャリアと端末の分離を早急に進めることが慣用であると考ええる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	(1)未整備エリアの基盤整備より、整備エリアのコンテンツ拡充を先行すべき ①現在、整備エリアにおいて、地域によっては光テレビが対応不可であるとか、メニューの進展が期待できるというのが現状である。未整備エリア整備よりもまずは、整備エリアでのメニュー充実が超高速ブロードバンドの利用率(約30%)向上につながると思う。まずは、超高速ブロードバンド利用率を向上させ、超高速ブロードバンドをスタンダード化し、自然に要望される形で、未整備エリアの基盤整備をすべき。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	(1) 低廉な料金で利用可能＝NTT 分社化(アクセス回線会社設立)とは限らないと思われる ①光回線の利用については、単に日常の使用だけではなく、コンテンツの拡充、メンテナンス、危急時の対応等が必要とおもわれる。これを数社で行うとすれば、重複が発生しかえって、費用がUP すると思われる。まずは、整備エリアを NTT 単独で整備することが優先されられると思われる。分社化は、NTT で整備完了して、そういったいろんな角度からの効率化を検討すべきと思われる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ナカヨ通信機
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアという大きな需要が、期待できないエリアで、ユニバーサルサービスとしての基盤整備を図るには、事業者のインセンティブを高める施策が必要と考えます。 この一例として、ユニバーサル基金、公的資金援助などが考えられますが経済合理性の観点から見ると事業者の参入意欲を湧かせる事も重要でブロードバンドサービス利用者へのポイント付与や各種住民サービスの拡充などの需要喚起策が、必要ではないでしょうか。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	料金の低廉化には、これからも事業者間の公正な競争環境の整備が必要と思います。 ただ、ブロードバンドに係わる事業者は、下位レイヤから上位レイヤまで多岐に亘り、既存の業界の垣根を越えたボーダレスな競争環境が、益々強まってくるのではないのでしょうか。 この様な中で、事業者は、インフラ事業としての責務を果たす事は、もちろんですが、自由な発想のもとで、魅力あるサービス開発に切磋琢磨してもらいたい。 その為にも、規制緩和や新規性、斬新性の高い技術・サービス開発への公的資金援助といった事業者の創造性、投資意欲を助長する施策や事業活動を支援出来る柔軟な施策が、必要ではないのでしょうか。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。 基盤整備(インフラ整備率90%→100%)に関する意見 ① 基盤整備は、コストをかければ達成できるものであり、NTTの試算では1.5兆円で可能との資料もあるが、コストパフォーマンスで考えた場合、基盤未整備エリアには超高速ブロードバンドの需要・必要性が、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも存在しないと考えている。 ② 基盤整備コストを、総務省の光の道基本的方向性では、IRUに基づく公設民営方式の活用等による整備としているが、この方式は国の支援で地方公共団体等がインフラを設置し、民間業者がサービスを運営する方式と理解しており、既存の通信事業者の他に新たなインフラ整備事業者の必要性が分かりにくいと考えている。 ③ 国の支援ということは、投資コストを政府保証債等で調達するのであれば、コスト負担の肩代わりを国家財政がすることとなり、納税者の国民に重いツケがくることとなり、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも必要性の少ない基盤未整備エリアでは、そこまでしてのインフラ整備率90%→100%を望んでいないと考えている。 ④ また、公設民営方式では、人口的にも需要的にもビジネス採算的にも必要性の少ない基盤未整備のルーラルエリアでの基盤整備事業者によるインフラ整備の優先度は低く、2015年度までの基盤整備の困難性はあると考えている。 2015年の目標についても、2009年末の「ICTと地域分野の成長戦略<原口ビジョン>で、2020年までにすべての世帯でブロードバンドサービスの利用実現」としていたのを、なぜ急に目標を2015年にし、併せてNTT民営化の検証・総括なく経営形態の見直しを急ごうとするのかの説明がたりないように考えている。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

利用促進(サービス加入率30%→100%)に関する意見。

- ① 利用促進は、利用料金や年代・地域にマッチした新しいサービスを提供するなどで解決できる問題ではなく、年代やネット端末機器の有無などが大きな問題と考えている。
- ② 現在、超高速ブロードバンドの利用率30%は、生活実態や生活感覚に直結した使いやすいサービスが少なく、また国民も必要としていないことに起因すると考える。

例えば、確定申告などはPCに慣れた者でも扱いにくいソフトになっているし、税務署に行けば、アシスタントが目の前でデーター投入してくれている。過渡期の措置とは言え、確定申告ソフトの使いやすさがあっての利用率向上と考えている。

- ③ 新プラットフォーム(新しいハードやサービス)がでて、購入費用の問題・使い慣れ不足・既設代替えあり等で各々が解決しており、超高速ブロードバンドの利用促進が伸び悩んでいると考える。いわゆる、キラーアプリケーションがないと考えている
- ④ しかし、その解決を、総務省の光の道基本的方向性では、公正競争促進による料金低下や医療・教育・行政などの規制緩和やNTT東西でのアクセス規制緩和などで利用促進をしようとしているが、NTT東西でのアクセス規制緩和は、自らの負担でインフラ整備をしてきたNTT等は、過去の時間とコストが経営デメリットとなり、自らインフラ整備していない事業者は、IRU方式により保護された新規参入のメリットがあると考えられるので、このようなトレードオフの問題整理を優先すべきと考えている。
- ⑤ このように、立場の違いでメリット・デメリットが混在するトレードオフの場合は、選択肢のすべてのメリット・デメリットを考慮する必要があるが、今までの政府と与党(自民・公明)で2010年度にNTTの経営形態の見直しを行うという、原点にもどった検証・総括が、民主党政権で白紙撤回となり、十分な検証・総括はされなくなったと考えている。そのためトレードオフの解決やNTTの組織形態の在り方は、この検証・総括で行い結論を得るべきと考えている。いきなりNTT東西でのアクセス規制緩和ありきで議論すべきではないと考えている。

3. 付記

- ① 上記1 & 2の意見は、私が関係する「生涯学習講座」や「自治会」や「通信事業会社OB会」などでの、日常生活での超高速ブロードバンドの必要有無も踏まえた多数の意見と考えている。

	② 人口統計で30%強を占める65歳以上の国民の生活感覚からの意見として、納税したお金の使用で、公設民営方式等による超高速ブロードバンドのインフラ整備率90%→100%やサービス加入率30%→100%を強いるは次の理由でやや問題ありと考えている。
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。	<u>(1)基盤整備未整備エリア(10%)の考え方</u> 基盤整備の遅延している残り10%の未整備エリアについては、整備のために1兆円を上回る投資額を必要とする上、ブロードバンドサービス利用による採算ベースに遠く及ばないことが予想できる。 これらの地域は、山間部や離島、過疎地域が多く利用者の多くが高齢化しており高度なブロードバンドサービスを自ら業務で利用する頻度は少なく、電話と地上デジタル放送以外は、医療、介護、教育、地域情報配信等の公共サービス利用が殆どであると考えられる。 これら未整備エリアのインフラ構築は、光ケーブル、HFC等の架空設備の架設距離が長く、狭隘で作業環境の悪い地域が多いため、電柱、管路等を含む屋外設備を既存の電力、電話、CATV ルート等を優先的に利用していくことが必要である。 <u>(2)インフラ設備構築の多様性について</u> 有線設備によるブロードバンドインフラ設備の構築に対し、ワイヤレスアクセスによるインフラ構築のコストが検討の結果、安価であると判断される地域は、災害に強い安定した通信サービスの提供が可能なワイヤレスアクセス方式によるインフラ構築を選択すべきである。 これら対象エリアの既存インフラは地域毎の通信事業者の整備状況や利用者の構成、地域性により異なるため、対象エリアごとで主となる事業者を選定し公的支援の元に計画的で無駄の少ないインフラ構築が必要と考える。 <u>(3)基盤整備に向けた公共サービスの準備について</u> 都市部と異なるこれら未整備エリアでのブロードバンドを利用した公共サービスは、医療施設や介護施設等の少ない地域性から遠隔医療対応や救急医療体制に関わる画像を利用した通信設備が必要となる。また、公共機関への各種申請処理や教育、地域活動を支援する画像、データの配信サービスや双方向でのコミュニケーション利用等遠隔地域に求められるサービスの充実が必要である。 これらの公共サービスや地域情報等の情報コンテンツの充実が地域住民の利用促進に繋がる最も重要な事項であり、構築しても利用されない「光の道」という状況とならないために必要な手

	立てであると考える。 <u>(4)利用者側の立場に立った情報系端末整備について</u> 残り10%の未整備エリアにおいて今後、ブロードバンド利用率を向上していくには、機器の接続設定等を容易にできるよう情報家電機器の更なる機能向上が必要である。 <u>(5)利用者側の立場に立った通信事業者の対応について</u> 残り10%の未整備エリアにおいて今後、ブロードバンド利用率を向上していくには、情報家電を含む通信機器端末の接続設定や不具合に対する質問や要望に対応と支援がワンストップで行える通信事業者側の対応強化が必要であり技術の向上に継続的に追従できる技術者の育成が各通信事業者毎に必要となると考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<u>(1)超高速ブロードバンド利用率向上の基本的考え方</u> 企業やICT事業関係者を除く一般利用者にとっての超高速ブロードバンドの利用を促進するためには、①手頃で適正な利用料金、②豊富なコンテンツが絶対条件であるが、利用率が向上すればするほど、そのサービスの品質と安定性が重要となる。 NTT東西会社の市場独占による公正な競争の阻害を懸念し、電柱設備の利用方法のガイドライン策定や他事業者との相互接続ルール運用等現在まで諸施策が実施されてきたが、NTT東西会社側だけの問題ではなく相互に接続し通信サービスを提供する事業者の体制や運用面においても課題が多い。 <u>(2)NTT東西会社アクセス網の光化について</u> NTT東西会社が保有するメタル設備の保守費用はNGNによる光化展開と並行して大きな設備投資となっている。これらのメタル設備は現状の需要数を維持するため老朽化した設備の更新や統合整理等を行い現状のサービスの提供維持を行っているが、災害時や一般工事による設備故障等を含め設備保守運用上のコストが大きな負担となっている。 減少傾向にある一般加入電話回線を全面的に光化し、IP電話化するような思い切った法的施策を実施することでメタル系技術者の不足や施設維持コストの課題が一部解決できる可能性は高い。 但し、現状一般電話機だけの加入者宅についてドロップ光ファイバによる引込線に張替えを行い、IP電話のためのHGWやVOIP機器の設置が必要となる。この際の機器レンタル料金の負担を各加入者に強いるのか公共サービスとして公費で負担するか判断が必要となる。公費負担とした場合、既にIP化を自費で行い、端末設備の機器レンタル料を自費負担している加入者に対する説明が必要となる。メタル設備の一掃についての論議にこの点について加味されていないことが大きな課題でありユニバー

サルサービスの扱いとともに早々に決定が必要であり通信設備や通信事業者の分離分割と合わせて検討すべき重要な課題であるとする。

現在保有のNTT東西会社のインフラ設備についてスムーズな光化マイグレーションを実施していく上でNTT東西会社の構造分離実施は、組織構造上更に複雑にする恐れがあり問題が多いと推測できる。

(3)NTTのアクセス網分割や部分貸出によるデメリットについて

- ・アクセス網の一部回線の他事業者貸出を行う場合、その設備の構築時や維持運営上のコスト負担を軽視しており、投資におけるインセンティブを奪うに等しい行為であり公正な競争に該当しないと考えられる。

- ・アクセス網を複数の事業者で運用する方式では、採算性を重視するため過疎地域でのブロードバンド化をユニバーサルサービスとして実現できない。(事業者間の競争原理によりエリアによるコスト差が拡大する)

- ・光配線系設備の部分貸出を拡大する場合、架空接続クロージャ内の心線収納やスプリッタモジュール等を貸出用途別や事業者別に分離する必要がある、クロージャ内部の複雑化と回線確認や接続作業の負担増加に繋がり、結果としてサービス提供上のコスト上昇の一因となる。

- ・複数の事業者管理による回線が輻輳したケーブルを道路拡幅や橋架け替え等支障移転工事を行う際、回線の借用が困難となり切替工事に長期の期間が必要となり、サービスの低下に繋がる。

- ・光配線系設備を複数の通信事業者で相互に接続し構築した場合、災害時の復旧作業を行う場合、回線の故障位置判定や故障修理時の材料及び作業者の手配等複雑となるため災害等支障時のサービスの低下が予想される。

- ・複数事業者を経由した回線貸出を行った際、使用するシステムの用途や伝送回線性能上の規格が不明確となり回線故障発生時に適切な復旧ができない。

- ・回線管理を複数の通信事業者で行う場合、回線使用者(お客様)の情報の取扱いが困難となり回線切替時や災害復旧時の回線確認等対応が困難となる。

- ・NTT東西の屋外設備について各地域の気候風土に合わせた設備規格を定め暴露試験等の耐久性確認を実施した上で長期の使用に耐えうる構造物構築を行ってきたが、今後、複数事業者がコスト優先の考えによる独自規格で設備を構築する場合、安価であるが短命で信頼性の低い設備となる危険性が高い。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	使いたい人がいるのに基盤が整備できていない状況は改善しなくてはならないが、使いたい人が少ないのに過剰な基盤整備をする必要はない。これは未整備エリアに限らず全体に対して言えることである。 そもそも使いたいサービスのために人はインターネットを利用するのであり、サービス面の充実化を十分に考慮せずに、とりあえず基盤だけ過剰に整備するという考え方には賛成し難い。 「インターネット利用率」と「利用目的」に応じて合理的な基盤整備を行うべきであると考ええる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	私も「低廉な料金で利用可能となるように」との意見に同感で事業者間の公正競争を切望する。 現在NTT東西の利用部門とNTTコミュニケーションズを合算した固定系の売上高シェアは約75%で競争事業者を大きく上回っており、とても公正であるとは言えないため、他の競争事業者への行政上の支援等を緊急に進めるべきであると考ええる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 東電通松山支店 6
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	現場パトロールにおいて、光プレミアム開通工事の現場で、近隣の酒屋の主人から光電話にすべてなるのか心配している。総務省の情報を新聞で見て、いまのままの電話でよい人はどうすればよいのか。質問がありました。田舎の町では光化を必要としないユーザーが多いことに気付いた。当然PC通信は不要のようだ。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	都会と田舎のインフラ整備にはかなりの温度差があり、全てを光化にするのは今の社会情勢においては無理があるのではないかと。地デジ化の問題にしても来年の8月からはアナログ放送が無くなりますが、今の社会情勢で全世帯のテレビがデジタルに変更されるとは思わない。総務省は、CATV会社に対してデジタル化からアナログ変換して視聴できる方式の指示を出している。 同様な事象が電話の世界でも発生するのではないかと危惧している。NTT組織の在り方についても、総務省の権限で変えられることが出来るのか、疑問です。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 半兵衛越
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	既に、NTTをはじめとする通信事業者の努力により、採算エリアにおいては、競合する事業者による光サービスの提供が、料金が安くなってきたことも含め進展している状況にあることは評価しています。 一方、光未整備エリアにおいては、NTTのような信頼性の高い事業者担ってもらいたいと思っておりますが、NTTのみにサービス提供義務を課すならば、公正競争の観点からも配慮が必要であると思ひますし、撤退や料金値上げなどの不安定要素を排除するため、参入にあたって、事業者への支援や補償の制度を設けるなど、安定的なサービスの提供を保障する環境が整えられなければいけないと考えています。 また、残り10%の整備にあたり、技術的には既に、固定の光サービスにこだわる時代ではなく、携帯や無線データ端末などを併用した代替手段がいくつか考えられるのではないかと考えています。それぞれの未整備エリアの状況を見ながら、コストなどの効率性を勘案して、柔軟に検討していくべきではないでしょうか。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用普及率が向上しない理由にはさまざまな要因があると思ひます。 事業所・企業の利用においては、自社の事業システムの高度化、ICT化計画に適したサービスが不足している問題、個人の利用においては、固定と携帯・無線サービスとの融合に伴う新しいサービスの普及が停滞している問題、政府・自治体においては、医療や行政分野における電子化のルール作りや環境整備が遅れている問題などが要因として考えられます。 利用普及率を向上させるためには、こうした技術競争や規制緩和を促進し、クラウドなどの発展・普及を促すこと、また、携帯端末のオープン化や、固定と無線の融合など、利用者目線での利便性の向上を図ることで、固定、無線を問わず、超高速ブロードバンドのメリットを実用面から訴求することが重要ではないでしょうか。 NTTの組織形態を見直し、アクセス網整備主体とサービス提供主体の分離をはかろうとする取組みは、利用率向上には直接関係ないことであり、ただコストと時間を費やすのみで、必要ないと感じます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・既に90%が整備されているにもかかわらず、その利用率が30%である現実からすれば、10%の整備のあり方が、大きな課題となることに疑問を持つ。 ・将来、ブロードバンドサービスが普遍化されていく時代とともに、残る10%はその必要性から自ずと整備されていくものであろう ・その際には、民間事業者のインセンティブを高めるような利活用の推進と合わせた新たな公的支援も必要と考える。 ・公設民営方式による整備は、そのコスト負担が、税金として国民にはね返ってくることとなり、国民の本当のニーズとの整合性がない限り問題がある。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・超高速ブロードバンドの利用率が向上しない要因として、 ①日常生活において不可欠なものでなければ、人はこれを必要とはしない。現状では、その気運の高まりもなく、そのためのメニュー(コンテンツ)にも乏しい。 ②現在、65歳以上のインターネット利用率は36.7%程度であり、アレルギー感覚や能力的な問題もある一方、既設代替えにより困ることはないという現実がある。 ③高齢化、過疎化、核家族化等により、ブロードバンドの世の中について行けない(行こうともしない)または、必要としない層が増加している(していく)。 - 等がある。 ・ブロードバンドサービスは、地デジ化の問題とは異なり、人がこれを必要とするかしないかにかかってくる問題であり、「2015年頃を目途に全ての世帯でブロードバンドサービスを利用」する社会の実現は極めて厳しいと思われる。 ・「光の道」を国策として、強引に構築しようとしているかのように見えることには大きな懸念を抱くところである。即ち、 ・料金の低廉化と事業者間の公正競争を活性化させるためにはNTTのアクセス網のあり方の見直しが必須条件であるとする意見が多いが、自らが身を削って自前で構築してきたNTTにとっては、経営上のデメリットが大きく、一方、設備を持たない事業者はそのリスクを免れ、IRUによるメリットのみが発生する。 ・元より、第一種電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置し、通信サービスを提供する事業と定義されているが、それ故お客様志向の事業活動を進めてきたことにより国民からの

	信頼を得てきた。 ・設備とサービスを分けて競争条理に置くのではなく、これを一体的に行う第一種電気通信事業者の存在は、我が国の電気通信の発展のためには不可欠であり、そこに不具合があるとすれば、これまで同様公正条件を担保するよう努力していくべきである ・NTTのアクセス部門を機能分離や構造分離し、設備づくり専門の部門または別会社化の方法を選択した場合は、表面的には公正な姿に見えても、独占的な部門または会社となることから、技術革新や投資意欲面でもインセンティブが働かず、やがて発生するエゴとおごりは設備づくりから維持管理を含め、サービス競争を行う対事業者または事業者間に無用のトラブルを発生させるであろうことが十分に想定される。 ・そのような事態になれば、我が国の国際競争力を弱め、国の利益を阻害することにもなる。 ・NTTは、苦難の中、使命感を持って、戦後の電話の復興に努め今や世界の先端を行く技術力により、我が国の電気通信の成長・発展に貢献してきた。 ・そのNTTを弱体化し、自らの利益の拡大のみを志向する事業者の意見に添った結論が出されないことを望む。万一そのような方向性になった場合は、1株主として容認できるものではない。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	日東工業株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	必要時速やかに対応できる設備状況であれば、現状のままで良いと思われる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用者側にとって、廉価な提供も必要であるが、ブロードバンド利用可能情報の提供が必要である。その情報を元にニーズが生まれ、事業者間の公正競争も活性化するのではないか。NTTの組織形態のあり方については、窓口の一本化が必要である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	政府は2006年、「IT新改革戦略」によって全国市町村を、有線無線を問わずブロードバンドゼロ地域の解消をかけた。これにより、どの市町村の機関あるいは住民を対象にブロードバンドサービスが受けられるよう、その「手段」を提供することとなった。知る限りどの先進国にも類例のない政策だが、BB先進国として一応評価できる。 しかし、今回の光の道構想が、全世帯に光サービスを提供可能とする基盤整備を、即ち、使うか使わないか分からない処にまで光を布設するということだとすると、いかがなものか、と言わざるを得ない。その理由は3つある。 一つは、超高速ブロードバンドという言い方にも問題がある。そもそもブロードバンド、高速、超高速といったスピード感は、各ユーザーの使用形態により便利さかげんとはマッチしないものであり、さらに1Mbps、100Mbps といってもそれは最高速度(限界速度)をいっているだけであって、各実行速度は相当異なり、時には逆転する事もある。常に高速大容量が勝ることは当たり前であるが、経済原則のもと、その間に線を引く事には謙虚であるべきである。 二つ目は、ブロードバンドサービスは所謂ライフラインとしてのインフラではないことにある。生活のライフラインは、電気、ガス、水道、電話、郵便であることは国民のコンセンサスであると思う。ブロードバンドサービスは、基本的に希望者が、生活の価値観と財布の中を相談しながら自分の意志により選択していくものである。一方、提供者は採算性を見ながらサービスエリアを拡大していくという市場経済に基づくサービスでなければならない。 三つ目には、3.9G、LTE等近年の無線技術の発展は目を見張るものがあり、これからの超高速ブロードバンドサービスのインフラは光の専売特許ではない。むしろ、無線のアプリケーションサービスは有線より先行し、有線サービスを受けない加入者も増え始めている。光と無線とCATVは、それぞれの特徴を発揮しながら、各利用者に市場原理により浸透していくものである。 地方部の学校、病院など公的機関へのITインフラを税金によって支援する事はあったとしても、それを越えてこのような超高速基盤整備に、強権と補助金によって政府が介入してはならない。観客のいないスピードレースを開催するようなものである。JAL不採算路線や簡保の宿問題同様、後世誰の責任か分から

	ず、結果的に税金や事業費の無駄使いにならなにとも限らない。 さらにいえば、時期がくれば、銅通信ケーブルの光への更改は、その物理的、経済的寿命(保守、運用など)により、通信事業者の経営意志により成されるものであるが、これは一部アナログサービスの廃止を伴うであろうから、少なくとも、自然体で過半が光サービスに移管してからでないとは困難であろう。 いずれにしろ、光の道は、行政の作為によってなされるものではなく、経済寿命、市場原理により事業者の意思で成るものである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	本義論の発端の一つになっていると思われるNTT光加入者ケーブル/サービスの寡占状況を招来したのは、総務省の誤った政策に起因する。即ち、2000 年頃には通信サービスを行うCATV事業者を含めNTT以外の通信事業者(以下NCCTと呼ぶ)は、NTTを凌駕する光配線設備の布設を行い始めた。しかし、01 年総務省は、NTTの光は支配的設備であるとして「アンバンドル規制」と称して、官製一率料金でNTTに光心線の貸し出し義務を課した。その結果、多くのNCCTは光投資はやめ、投資リスクのないNTT心線を借りることとなった。 04 年通信電線線材協会は、麻生総務大臣(当時)に、民・民の心線貸し出しへの規制の撤廃を要請したが、それは是正されることもなく現在に至っている。総務省は、それによりブロードバンドサービス最先進国となったと胸を張ったが、反面、設備、サービスの垂直統合型のNTTに対抗しうるFTTH事業者の発展を阻んだ弊害は大きい(ケーオプティコム及び一部CATV事業者は別)。NTTの過去から継承するライトオブウエイは管路と電柱であろう。ブロードバンドサービスに供される光ケーブルや局内設備は同一条件下での競争環境と言える。失った時間と大きなイナーシャは戻らないが、速やかにアンバンドル規制を撤廃し、垂直統合型のFTTH事業者のインセンティブを阻害してはならない。 欧米の識者は、NTTの光2000万加入目標はよくやるものよ、一体採算がとれるのか?というのが素朴な感想である。採算にのるサービスの伴わない光インフラ先行は本来慎重であるべきだ。投資のリスク負担、運用維持の経費負担、株主の期待などに企業は責任を持たねばならない。 そもそも、利用率の向上、低廉な料金云々、という課題設定はいかがなものか?何処の国の何を念頭において言っているのか理解に苦しむ。需要を上回る供給があれば利用率が上がらないのは当然である。ブロードバンドインフラを使う様々なサービスは、キャリアを始め様々なセクターが開発する多様なサービスの集合体である。各々赤字サービス垂れ流しは許されない中で、市場にマッチした採算性のあるサービスが開発され、伸張していくのあって、それ以上でも以下でもない。 NTTの経営形態に関しては、そろそろ事業計画、役員の認可などの政府規制の源である会社法を廃止または規制色を緩和

し、事業法と公取法、消費者庁の管轄下で、自らの経営を考えたらよい。NTT民営化の際できたNTT会社法は、競争環境がなかった時のものである。今や有線も、携帯もさらにはアプリケーションサービスも大競争時代になり、会社法の役割は大層終えているものと思料する。政府保有株式も暫時売却し、法律以外の政治的、行政的影響力が及ぶ事のないようにした方が良い。売却益は赤字財政の補填にもなり一石二鳥であろう。

それにより、NTTグループは堂々とワンストップショッピングができるようになり、柔軟な企業間連携など自由度が増すだろう。ある特定分野でNTTの自然寡占が生じたとしても何等問題ないことは、他国、他例を見ても明らかである。検索分野でグーグルが圧倒的シェアをとったとしても、それ自身だからおかしいという事にはならない。ICT技術の発展は文字通り日進月歩である。今や、競争環境の人工的、作為的整備は、市場に歪を生み、ユーザーに不便を強い、結果的に良いビジネスモデルの誕生を阻害する懸念がある。

NTTのビヘイビアにも問題がある。はたがとやかく言う前に、国内最大キャリアとしての自覚を持ち、国際競争力の観点も踏まえ、経営形態など自らの意志を明確に主張すべきであろう。少なくとも行政等その他関係者は、それを聴いた上で、合理的異論があれば(利己的異論に非ず)大所高所から大いに議論したらよい。市場原理を重視してもらいたい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北陸電話工事株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	(1)未整備エリアは人口構成上 65 歳以上が 3 割を超えるような高齢者世帯が中心の地域が多く、お客様の視点で見ると、ピンポイント的な行政拠点・学校等での実需はあるとしても、面的にまとまった実需の期待できる地域ではない。競争上の視点(事業会社株主の立場)から見れば出来るだけ競争相手にコスト(リスク)を負担させ、自らは投資に参加したくない地域である。資本の効率を求める民間会社に見合わない投資をさせるためには、見返りとしてサービスの地域独占、コスト割れ分の公的補填等何らかのメリットを与える(規制を加える)必要があるが、これでは世界的な民営化の流れに逆行する前時代的な政策となってしまう。 (2)またこれらの地域はブロードバンドサービスの格差是正のために、既に国の支援策(補助金)等を利用し CATV 施設等が整備されている地域も多く、これらの資産(設備及び運営事業者)も活かしつつ、ブロードバンドサービスを無理なく拡大して行く視点も大切と考える。 (3)一方、グローバルな視点で見ると、旺盛な需要に支えられ、無線技術、マイクロチップ化技術等の進展は目覚しく、新しい無線チップを搭載した端末、経済的な基地局等の商品化も期待され、FTTH のみに着目するのではなく、その時々で、最新の通信手段の中から用途に相応しいものを選択して利用できる自由な環境を整備しておくことも重要と考える。 以上の観点から、強制的な制度の枠組みで実現を図るのではなく、関係者が進んで参加できる環境を整備しその建設的な判断を尊重し、必要により行政拠点・学校等の整備には公的支援策等も組み合わせて進めることが望ましいと考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	(1)サービスの利用は先ず「必要か(使いたいか)」が重要であり、いくら安くなっても要らないものも多い。ブロードバンドサービスについても利用していない世帯も多く、またサービス内容が各媒体によって異なることもあり ADSL、CATV、等 FTTH 以外を利用している世帯でも、安くすれば移行は増えるとは思われるが、その選択の理由は必ずしも料金のみとは言えず、料金による誘導には限界がある。 (2)普及策として加入電話を IP 電話に巻き取ることも考えられるが、この場合、現在の加入電話の位置づけ(重要性)が、普及拡大期に比べ大きく変わってしまっていることを考慮すべきである。普及拡大期には一家の唯一の重要な通信手段として加入(固

	定)電話が持っていた「人と人との通信(通話)」機能はほとんど携帯電話に移行し、加入電話はその本来の役割を終え「セールの電話しかかかってこない、無用の長物」的になってしまっている家庭も多い。現在のような利用状況を前提とすれば国民に最低限確保すべき通信手段(ユニバーサルサービス)としてはむしろ携帯電話が相応しいと考えられる。 また、巻き取る場合でも、既に公的支援等により整備されているCATV設備や通信事業者が自らリスクを取って整備している光ファイバー設備等の既整備設備も生かし、利用実態に見合った負担の少ない方法で進められることが望ましい。 (3)民間企業である限り、実需が充分ある地域では競争による料金の低廉化は期待できるが、コスト割れする地域ではむしろ撤退の自由を求めるのが普通であり、通信設備のように長期に渡る回収リスクが伴う投資を誰か他者に負わせたうえでの事業者間の公正な競争など成立し得ない考える。 設備を一括提供させれば安くなるとの論理は、旧国営企業(国鉄等)の歴史を見ても明らかなように、間違った論理であり、むしろインフラ事業を生かした関連事業を幅広く展開し、事業の多角化により経営の安定化を図り、料金水準の維持・低減に資することが正しい選択であることを、民営化の歴史が示している。通信事業においても事業者間の設備競争を含む広範な競争による事業の活性化が望ましく、設備競争を回避する公団方式は時代錯誤であると考ええる。
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	理想的には、超高速ブロードバンドが、将来どの地域においても使用可能になることが望ましい。しかしながら、現行のブロードバンドシステムは、既存の電話線や電力線と同じ類のライフラインであると位置づけて展開することは、ニーズや使い方から考えるとやや無理があるのではないかと。その意味で、地域における必要性を整理した後、残る10%の整備を行うことが望ましい。結果として、真に安定したインフラ提供を国民が受けることが可能になると考えられる。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	■現在の超高速ブロードバンド利用率が30%程度ということで、いっそうの向上が期待される。ここで、利用率が向上しないのは、多くのユーザのニーズにマッチしたコンテンツ・アプリケーションが少なく、またそれらが安価でないことが利用率向上を阻害しているのではないかと。超高速ブロードバンド利用料は、従来に比べ、比較的安価になった一方、有料TV契約料やコンテンツ・ストリーミング・アプリケーション購入料金は、かなり割高であり、トータルコストとしては、結局、高く見えていると考えられる。その意味で、利用率向上のためには、インフラ使用料と、コンテンツ・アプリケーションのクオリティ・価格を並行して議論すべきである。 ■NTTはこれまでに分社化が推進され、相当にスリムになったと思われる一方、大きな投資の必要な、競争力のある技術開発が展開しづらくなり、弊害も見受けられるようになってきている。組織分割等が行きすぎると、光ネットワーク展開を先導したときに行ったような、集中と選択が困難になり、世界をリードする次世代の技術開発と一貫性のある事業展開が難しくなるのではないかと。この点、日本の通信事業・インフラをどの組織が率先して牽引していくことができるのか、を考える時期である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	1. 国家として情報インフラを整備・建設・保守することが重要であるとする。(情報通信は国家の基本である) 2. 構想としては、賛成であるが、民間企業に競争でその整備をさせることは、結果としてエリアごとの違いが生じ、全国同一のサービス提供が出来ないとする。 3. 5年間で全国構築をするには、技術者の確保が困難である。また、その資金の調達も現状の景気動向では無理と思われる。 4. 民間企業では、利益の出ない地方へのインフラ投資は困難であり、100%の整備には、NTT 以外にできないとする。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	1. 低廉な料金設定は必要だが、インフラ構築の費用と一定の料金は利用者が負担すべきとする。(情報は無料ではない) 2. 通信インフラは国家管理とし、これを利用してサービスを提供する民間企業が回線使用料を国に支払う方式が望ましいとする。 3. 現在の光通信網でも、地方には整備されていない。 4. 従って、NTT を統合し、国営企業とすべきとする。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	四日市商工会議所
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	ブロードバンドというネットワーク基盤のあり方が中心となっている様に見られるが、そのネットワークを国内でどう利活用していくのか、というソフト的な話をもっと活発にして欲しい。拙速な結論を出すのでなく腰を据えた検討を望みたい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	三重はCATV普及率が全国的にも高く。光化100%の主体をNTTに委ねるとすればCATV会社の事業継続が困難になるのではないかと。 地方の実情に合わせ、地方の事は自らが決めていくという目線が必要だと思う。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	電子情報通信学会 規格調査会
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%)の基盤整備の在り方については、ワイヤレスブロードバンドの適用を考慮すべきであると考えます。1無線基地局が多数の加入者を収容可能であることから、ワイヤレスブロードバンドの適用が効果的であり、各加入者宅への支線系配線が不要となり、投資コストの低減が可能となります。また、移動体サービス(携帯サービス不感地)や地デジ放送ギャップフィラー等の条件不利地域の解消手段としても RoF,DRoF(これらについては項目2で説明)は有効な手段と考えますので、これらの観点についてもあわせて御検討いただきますよう希望いたします。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	資料「光の道」構想実現に向けて -基本的方向性- (000066358.pdf)に記載されている競争政策によるサービスの発展・料金の低廉化の取り組みは、重要な事項であり、これを強く支持します。 ブロードバンド利用率 30%を 100%に持っていくための方策としても、ワイヤレスブロードバンドの適用を考慮すべきであると考えます。すなわち、 ①すべての家庭や事業所への光ファイバ加入を 100%にする必要はなく、ワイヤレスサービスを含めて 100%以上(移動を含めた全加入数見合いでは、300%に相当する加入者率)にしていけばいいと考えます。 ②光ファイバ上におけるワイヤレスサービス方式の導入については、現在のところ、ブロードバンド加入し、デジタルデータ形式による無線機器の設置が主であります。しかし、この方法を使用すると、ワイヤレス方式技術(特に電波型式)発展のテンポが早いため、無線機器設置とその更改のための投資が大きくなってしまいます。電波型式の将来発展の自由度を確保するため、光ファイバ上では、電波をそのまま、あるいは電波の中間周波波形をデジタル伝送可能な RoF 形式(付図の図 1)あるいは DRoF 形式(付図の図 2)を使用し、電波形式が変更になっても基盤設備がそのまま使用可能となるような汎用 FTTA(FTTC)の導入が望ましいと考えます。 ③上記の実現のため、光ファイバを帯域として利用可能な方策(RoF、DRoF 等)を考慮していただくよう提案します。 (参考文献)

- (1) 黒川悟 トランスミッターの IEC 標準化 電気学会ミリ波デバイス研究専門委員会資料, 平成22年7月
- (2) 電子情報通信学会 MWP 研究会資料、「セルラ移動通信への光ファイバ無線技術の適用(NTT ドコモ)」, MWP02-4 (2002.7)
- (3) 電子情報通信学会 MWP 研究会資料、「地上デジタル放送の光ファイバー伝送技術(NHK)」, MWP03-1 (2003.10)
- (4)

-1-H -1 pp.1-

-30, 2010

(付図)

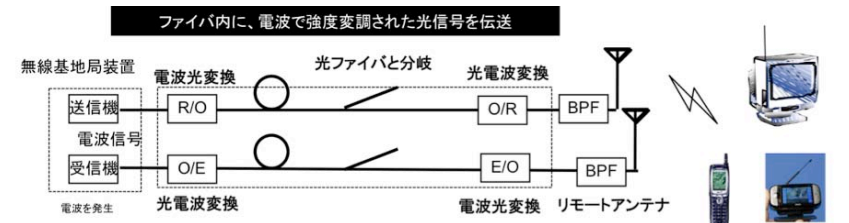


図1 RoFシステム (RoF: Radio on Fiber)

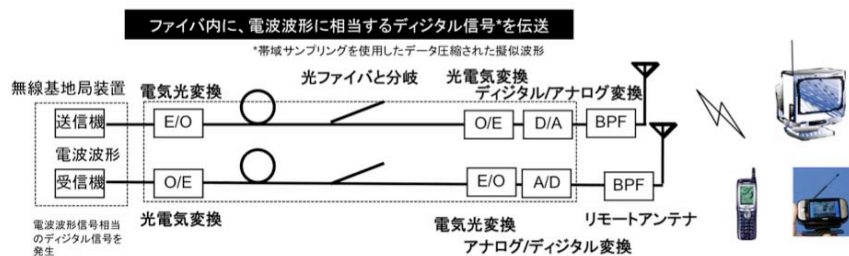


図2 DRoFシステム (DRoF: Digital Radio on Fiber)

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	『光の道』構想は日本を中長期的な成長軌道に乗せる政策であると高く評価しております。しかしながらその進捗は捗捗しくなく、特に「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」と称します)での入口議論に時間がかかっているのは問題があると思います。ここでは提示されている「1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。」、「2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。」に共通の意見としてタスクフォース等の委員選定の在り方について意見を述べさせていただきます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	今回、このように革新的かつ重要な構想が大臣から明確に示されているにも関わらず検討の進行が遅い理由として、委員の中に大臣構想に異を唱える人が散見され、まとめに時間がかかっている印象が拭えません。その根本的原因としては、今回のタスクフォース委員は大臣からミッションが明示される前に選定されていることが挙げられます。従前のいわゆる「審議会」であれば多様な意見は必要であり、むしろ歓迎されるべきものであると思われませんが、「タスクフォース」という形であればミッション達成のために意を一つにすべきものと思われれます。 したがって、少し遠回りかもしれませんが、今回のタスクフォースの各委員に「光の道」構想の主たる方向性に対して賛同かどうかを再確認し、結果によっては委員を再選別することが本構想の推進のために必要であると考えます。 また、今回のタスクフォースに関して審議過程等のできる限りのオープン化が図られている点についてはまだ不十分な点もあるものの一定の評価ができますが、そのスタート点である委員の選定については全く不透明であると思われるので、委員の選定について単に「学識経験のある者」といったことだけでなく、選定の過程、基準、判断理由を明確にすべきであると考えます。 例えば一部の部会では特定の利害関係会社の社員が委員として加わっておりますが、こういった極端な例は別としても例えば部会ごとに利害関係者の参加を是とするのか否とするのかを

	明確にし、もし「否」とするのであれば関係者の排除を徹底し、「会社(または大学等団体)としての利害関係はあるが意見等は個人としての識見」といったあいまいな形でなく、明確に「特定企業と取引関係(大学への研究費等を含む)がない」ことを誓約させることが必要であると考えます。 さらに、委員としてジャーナリズムを本業とされる方も何名か散見されますが、ジャーナリストの委員起用については疑問なしとしません。ジャーナリストの方を全て排除するべきであるとは考えませんが、このような構想に沿って何かを作り上げるということとジャーナリズムはそもそも目的が異なるので、もし何らかの理由で入れるのであれば少くとも「本件についてはジャーナリスト活動に利用しない」といった制約を課すことが必要であると考えます。 以上、よろしくお取り計らいいただき、早期に『光の道』を実現できることを願っております。
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	未整備エリアは、当分の期間において採算の合う利用が見込めない地域が残っていると思われ、貴重な税金をインセンティブと称してつぎ込むことは、疑問がある。想定される多くの利用者は、高齢者なのではないか。今後5年～10年程度で、光アクセス網を整備する投資に見合う利用があると考えがたい。日本のブロードバンドのエリアカバーは、光で9割に達しており、既に世界最高水準である。これ以上のブロードバンドへのアクセスは、光にこだわらず、CATVや無線など多様で経済性が見込める手段を検討すべきである。低利用のためかえって料金が高騰化してしまうことが危惧される。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用者の利便性向上やイノベーションは民間企業間の切磋琢磨による競争の中から生み出されるものであり、これまで通りの競争政策を継続すべきであろう。通信サービスの利用に当たっては、多くの利用者が、電力会社、通信会社、CATVなどから、品質の優れたサービスと料金を比較し選定している。もし、NTTの光しか選択肢がなくなれば、料金が低廉化せず、サービス内容の競争もなくなりユーザとして困る。今まで通り、複数の企業が競争して、サービス向上と料金低廉化を図って頂きたい。 利用率の向上は、インフラと法制度などの問題のほかに、全国民が使いたいあるいは使わざるを得ないコンテンツの普及促進も重要であるが、さらに、その際に、全ての国民が平等に利用できるような、ユニバーサルインタフェースの提供と、国民のネットワーク・コンピュータリテラシ教育の充実が不可欠である。しかしながら、現時点では、インターネットは一部のアーリーアダプターのみが安全かつ自由に使えているに過ぎず、従来の電話網とは状況が大きく異なる。このことをふまえると、拙速な利用率向上に向かうのではなく、国民がそれぞれの情報リテラシにあった多様なチャネルや方法で情報へのアクセスができる情報社会を見据えて、総合的に情報通信基盤のデザインをすべきであると考察する。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	インテル株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	「光の道」ー基本的方向性ーでは、想定される技術として、FTTH、HFC そして、無線ブロードバンドが考えられているが、無線ブロードバンドについては、光ファイバが施設困難な場合において一定の代替的役割が期待できるとされているだけである。我が国は移動通信で世界をリードする技術レベルに達しており、また、ワイヤレスは、モバイルなど自由な移動を担保でき、利活用に優れること、さらに地理的条件や経済的優位性の観点から、ワイヤレスブロードバンドを並列共存して整備することを「光の道」構想の中に十分織り込む必要があると考えます。 すべてのワイヤレスはどこかで、固定とつながる必要があることを考慮にいれると、「光の道」として、FTTH 等とブロードバンドワイヤレスを並列共存して整備することを考える事は、必然と言え、それぞれの優位分野を発揮することで、更なる利活用を進めることにもなるだけでなく、ワイヤレスブロードバンドを、中山間地域以上のところでは、FTTH よりも先に整備することによって、早期のデジタルデバイドの解消や遠隔地での超高速ブロードバンドの利活用の新たな用途が考えられます。 そこで、まずは、現在実現されている技術を活用して最大伝送速度として全国規模で 30 Mbps の実現を FTTH などと並列共存して整備推進すべきと考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	宮城県
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	市町村が光ファイバを整備し、IRU契約に基づく公設民営方式で民間電気通信事業者に貸し出す場合、市町村が負担する保守費用や電柱共架料などのランニングコストは電気通信事業者から支払われる光ファイバ使用料ではまかなえないのが一般的であるほか、将来の施設更新費用も高額に上がることが懸念されることが、市町村が事業化に踏み切れない大きな要因となっている。 ブロードバンド未整備エリアは、地形的、社会的又は経済的条件が特に不利な地域が多いことを考慮すれば、デジタル・ディバイドの解消を推進する観点から、初期費用に対する国庫補助制度に加え、市町村と電気通信事業者の費用負担ルールの見直しやランニングコストに対する財政支援の導入など全国的な視点で負担の公平化を図るための制度が必要である。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	電気通信事業者が、パソコンを利用したインターネットサービスを必要としない利用者のニーズや利便性向上に配慮し、IP電話やテレビ番組の放送、オンデマンドの映像送信など必要なサービスのみを選択できる柔軟なサービスメニューを展開することにより、光ファイバの有効利用と利用者の拡大が図られ、利用料金の低廉化にもつながるものとする。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	項目2の利用率向上について、超高速ブロードバンドサービスを低廉な料金で提供するには事業者間の競争が必要となっていますが、どのような競争状態が必要なのが明確ではありません。 光を普及させるには、ケーブルのみならず、地下管路、電柱、接続BOX、接続装置、保守装置等が必要になってきます。これらの整備について競争させるのであれば意味があるのでしょうか、競争の後、民間事業者が整備した後になって、公平性だと言って開放せよと言うのであれば、民間事業者の設備投資意識が薄れるばかりか、設備保守についても影響があると思います。 保守料金として正当な料金が見込まれたとしても、大規模災害時、国家危機の場合等、誰が主となって復旧するのでしょうか？ 民間と公共の立場を場合により使い分けたような話では納得できないし行政不信が募るばかりです。結局、税金で全て面倒見ることになって、上手くすり抜けた事業者だけが利益を持ち去ることになるような気がしてなりません。 利用料金の低廉化と言いますが、日本は世界的にも超高速ブロードバンドの最安値水準だと思います。それでも普及率が低いのは、魅力あるサービスが提供されていないからだだと思います。 注力するのは、住民が必要とするサービス、なくてはならないサービスを自治体等が積極的に導入し、情報立国日本と言える姿を作ることだと思います。

	最後に、公共水道にしても普及率 100%ではないですし、下水道は目も当てられない状況です。このような中で、なぜ、民間が提供しているサービスについて 100%を目指すのかが分りませんし、NTT の組織形態が影響するとは思いません。
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	これまで、超高速BBに関する物理的設備は、NTT、電力会社、CATV会社等で受益者負担を原則に切磋琢磨をしながら長期に亘る計画に基づき投資を行ってきた。一方では10年ほど前から行政が「地域イントラ構想」の名のもとに莫大な税金を投入し、ちぐはぐな繋がらないネットワークを構築してきた。この地域イントラをNTT等の専門技術集団(会社)に任せておけば既に100%の物理的環境は完成していたものと推測出来る。 このことでも分かるように現在、物理網を保有している企業が死に物狂いで真の国益や収益性等を考え努力することが最良で、NTTからの分社や第三セクター等で行わせることは非常に危険と考える。 例えば、物理的な設備(光ケーブルや構成機器)の研究開発を誰が行うのか、また地震等の大規模災害に対する、設備構築の在り方の整理等は永い経験に基づき出来ることであり、もしこれらの事が考慮されておらず首都圏等に災害が発生した場合、固定網は3～4ヶ月は通信不能に陥り、こうなると日本の国が崩壊すると懸念される。 何故、急に僅か10%の未整備エリアの事が議論の中心になるのか、いろいろな情報を素人なりに理解をすると、誰かがカッコよく自分の考え方を押しとおすため、「人の禪で相撲を取る」為の奇弁としか思えない。 もっと遡って言えば、何故、電電公社を民営化したのか、当時は「行政改革」の名のもと専売や国鉄のような言っては失礼になるが単純な作業は効率化だけ追求をすればいいが、国家の神経である通信まで民営化したことの理解が出来ません。 また今回、これをもとに戻すような不毛の議論を続けるのですか理解が出来ません。 以上のことから現在の設備保有者に「真の公正競争」をさせることにより、国民が要求するサービスや「費用対効果」等のバランスに配慮した物理的な超高速BB環境は進展すると考えられる。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	「公正競争の一層の活性化」は国民に対してか、設備を持たない通信事業者に対していつているのか分からなくなる時がある。 「低廉な料金」とは具体的にどうして可能なのか、魔法でも使わないと出来ることではなく、結局は税金を使うことになると思われる。 基盤通信設備を持たない事業者は設備を借りるのに安い越したことが無いことは理解できるが、それがどうして安くなるのかの根拠が不明であり口では何とも言える、例えば「ただ友情的なサービス」がまかり通る状況で、他人に対して高いとは、少し筋違いのように感じるのは私だけであろうか？ そもそも論でいうと、電気通信事業法第30条の規定で支配的事業者の手足を縛っておいて(原則自由、例外規制が現実には原則規制、例外事由)これ以上の公正競争促進とは笑止千万で呆れるばかりです。 超高速BBの利用率向上について、現状はインターネットや映像配信程度であり、これは人が端末機等に張り付いていて成り立つコンテンツであり、このことが大問題である。 本来は、人が生活をする上において、その環境をサポートするためのコンテンツを充実することが必要であり、例えば医療関係のレセプト一つにしても共有化が出来ず、またIPサービスの基本で最右翼である住民基本台帳ですら利用方法が決定されていない中で、NTTの組織形態だけの議論は理解が出来ない。 競争が無いと成長の無いことは理解できることから、行政が指導力を発揮し広く業務の横通しだけやればコンテンツは明確となり、これを通信事業者が実現のための競争をやればいいことであり、その結果、現在の設備のままでも利用率を上げることが出来、その収益で未整備の整理を行えばいいと考える。 税金をこれ以上使わず、コンテンツの具現化で内需拡大も可能であり、その為に「設備環境の100%化やNTTの分割」とを混同するのは意味のないことである。 要は、はっきり言って設備を持たない通信事業者が都合の良いエリアにおいてクリームスキミングをするための独自の設備を持ちたい為の不毛の議論と言わざるを得ない。
---	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社カービュー
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	・ 菅首相は就任時、政治の役割とは最小不幸の実現であると言われました。もしそれが事実なら、基盤の未整備エリア(約10%)を最小、すなわちゼロにすることが先決ではないでしょうか。情報通信の利用環境が違うことで、情報格差が生じれば、地方は情報化社会から、弱者のまま取り残されてしまう状況しか生まれないものと考えます。 ・ 昨今目覚ましい発展を遂げている情報通信技術からすれば、超高速ブロードバンドが利用出来ることはもはや基本的なサービスにおいても不可欠な条件となっており、その中でブロードバンド基盤が整備されないまま取り残された地域は、従来享受できていたサービスにすら不都合が生じる可能性があり、情報化社会から置き去りにされる状況はより顕在化していくことになるものと考えます。 ・ 以上のことから、未整備のエリアも含め、均等、均一にブロードバンド基盤を整備することは急務であり、それによって最小不幸の実現は達されるものと考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	・ 利用率が30%にとどまっている原因は、やはり料金が高止まりしていることにあると考えます。光サービス料金が、今のADSLの水準程度まで低廉化すれば、加入障壁は下がり、利用率は向上するはずです。ADSLの現在の水準は、事業者間の競争がもたらした恩恵であり、光サービス料金も競争が促進されることでADSL並みに低廉化することが期待されます。 ・ しかしながら現状を見ると、NTT東西などのドミナント事業者のネットワークのオープン化などの接続ルールは整備されつつあるものの、十分な公平性のある競争が進みやすい土壌となっているかは甚だ疑問です。いっそう公正競争が促進されるためにも、接続ルール整備のみならず、NTTの組織形態に在り方についても再考すべきであると考えます。 ・ インフラとサービスが機能として分離しているとはいえ、ボトルネック設備を持つことの優位性は根強句の請っていると考えます。NTTも他の事業者と同じレベルで競争が出来るような、真の公正競争環境を整備するための方策を検討すべきです。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	全て強制的にやってしまうのは良くない。 必要でないという人には、申し込んだときに対応できる設備を住居の拠点まで用意しておけばよい。 今まで建設・保守・運用をやってきた高いノウハウのあるNTTにやってもらえばよい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用者にとって低廉な価格が一番であるが、いいとこどりをして低価格というのはおかしい。 NTTは基盤研究に長期構想で技術開発をし相当額基礎投資をやっている。また、ある部分あまねく公平を唱われ 離島・山間部のような高コストばかり残して高収益(光ブロードバンド等)を除いてしますのは不公平である。 技術は継続性があり、競い合ってこそいいものが生まれてくる。 活性化は其中で付随的に出てくるものである。